

## 平成25年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

### ○議事日程〔第3号〕

平成25年6月19日（水曜日）午前10時0分開会

※開議宣告

#### 日程第1 一般質問

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（20名）

- |      |     |     |
|------|-----|-----|
| 1 番  | 土 谷 | 信 也 |
| 2 番  | 近 藤 | 紀 男 |
| 3 番  | 成 重 | 博 文 |
| 4 番  | 安 達 | 隆   |
| 5 番  | 山 田 | 秀 夫 |
| 6 番  | 松 本 | 博 彰 |
| 7 番  | 中山田 | 健 晴 |
| 8 番  | 河 野 | 徳 久 |
| 9 番  | 明 石 | 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 | 力   |
| 11 番 | 村 上 | 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 | 政 幸 |
| 13 番 | 安 東 | 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 | 安 行 |
| 15 番 | 川 原 | 直 記 |
| 16 番 | 河 野 | 正 春 |
| 17 番 | 山 本 | 博 文 |
| 18 番 | 菅   | 健 雄 |
| 19 番 | 徳 永 | 浄   |
| 20 番 | 大 石 | 忠 昭 |

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	清 水 栄 二
庶務 係 長	次 郎 丸 浩 一
議事 係 長	岩 本 力
主 任	西 田 巨 樹

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	安 東 良 介

市参事兼税務課長	甲 斐 智 光
市参事兼建設課長	筒 井 正 之
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	安 藤 隆 治
企 画 情 報 課 長	河 野 真 一
地 域 活 力 創 造 課 長	藤 重 深 雪
保 険 年 金 課 長	佐 藤 清
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	植 田 克 己
ウ ェ ル ネ ス 推 進 課 長	伊 南 富 士 子
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長	後 藤 史 明
環 境 課 長	榎 本 久 光
商 工 観 光 課 長	安 田 祐 一
農 林 振 興 課 長	大 力 雅 昭
都 市 建 築 課 長	永 松 史 年
福 祉 事 務 所 長	川 口 達 也
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 兼 監 査 委 員 事 務 局 長	久 保 健 一
地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長	後 藤 三 利
消 防 長	後 藤 勲
総 務 課 課 長 補 佐 兼 総 務 法 規 係 長	水 江 和 徳
総 務 課 広 報 担 当 官 兼 秘 書 広 報 係 長	都 甲 さ お り
教 育 庁	
教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	渡 邊 和 幸
学 校 教 育 課 長	小 川 匡

### ○議長（河野正春君） おはようございます。

開会前ですが、議員各位にお知らせします。本日、ケーブルテレビによる議会放送用の撮影を行いますのでご了承願います。また、傍聴者の方々にお願いいたします。ケーブルテレビ用の撮影を行います。議場の構造上、やむを得ず傍聴者の方々が映ることがありますが、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

○議長（河野正春君） これより本日の会議を開きます。

○議長（河野正春君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

1番、土谷信也君。

6月19日

○1番(土谷信也君) おはようございます。

1番、土谷信也でございます。質問の順番も1番をいただきまして、きょうも頑張っていきます。よろしくをお願いします。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

まずは、ことし4月に行われました豊後高田市長選で永松市長におかれましては、合併後3期目のご当選まことにめでとございます。選挙戦でのキャッチフレーズ「夢をかたちに、未来に光り続けるまち 豊後高田」を実現させる3期目であり、これまで合併前も含めて14年間培ってきた企業誘致や農・工・商・観光業などの産業振興、学びの21世紀塾で小・中学生の学力向上を進めてきた教育のまちづくり、子育て環境の整備、健康なまちづくりやスポーツの振興などの数多くの施策を将来に引き継ぐための基礎づくりにおいて最も重要なこれからの4年間であろうと思います。市長並びに執行部だけではなく、市議会、そして市民が一体となり、知恵を出し、汗を流して夢の実現に向けて懸命の努力が必要であろうと思っております。

そこで1点目の質問ですが、これからの4年間に對する市長の市政方針については、議会初日の12日に提案理由の説明で大きく6項目について述べられましたが、他の議員さんも質問されるようですので、私からは1項目の人口3万人構想の中の定住促進事業についてと6項目の健康なまちづくりの推進での元気で長生きできる施策について具体的な市政を担当するに当たっての方針をお伺いします。

次は、世界農業遺産についてお尋ねします。

5月末の新聞やテレビで世界農業遺産会議が開幕、そして国東半島宇佐地域が認定登録されたとの報道がありました。今回の会議で国内では、静岡県掛川市など、熊本県の阿蘇地域、そして豊後高田、宇佐、杵築、国東、姫島、日出、6市町村の大分の3県などが新たに認定登録され、国内で既に登録されている新潟県佐渡市、石川県の能登半島を含め5カ所となり、世界全体で計11カ国25カ所になったと、大分合同新聞に掲載をされておりました。

昭和の町で全国に知名度を高め、住みたい田舎ベストランキングで全国1位になり、そして今回、国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定登録されたことは、大変誇らしいことでもあります。その認定登録に至るまでの経緯と内容について説明をお願いします。

2点目に世界農業遺産に認定登録されたことによ

り、実質のメリットはあるのか。また、メリットがあるとすれば、それを生かしてどのように取り組んでいくのか、お考えをお尋ねします。

3点目は、国内の登録先進地の新潟県、石川県では、農作物のブランド化や観光と連携した農業の展開などについて現在の状況はどうか、情報があればお聞かせください。

次に公園施設長寿命化計画についてお尋ねします。

1点目は、平成24年度に豊後高田市公園施設長寿命化計画策定のため業務委託をされていますが、その目的と内容について説明をお願いします。

2点目は、公園に設置されている遊具等の安全性ですが、県下でも安全点検の不備による悲惨な事故が起きておりますが、本市の公園施設の安全状況についての説明をお願いします。

3点目は、この長寿命化計画の今後の取り組みについてお聞かせください。

4点目は、豊後高田のシンボルとも言うべき中央公園の件ですが、この中央公園は国の補助事業を活用してつくられ、市民はもちろん市外、県外からも訪れた人々に安らぎと触れ合いを提供してくれるすばらしい広場であります。市内の小学校の遠足のメッカとも聞いています。現在この中央公園の利用状況がわかれば教えてください。

また、今後の整備、管理の取り組みについてもお尋ねします。

次の学校施設の遊具については、都市公園の遊具等の安全点検と同じく点検結果の報告をお願いします。

次は、いよいよ40日後の開催となりました高校総体インターハイについて質問いたします。

この件は、昨年の6月議会でも私が質問しましたが、7月31日から8月4日までの間、高校生にとって最高の大会となる高校総体のカヌー競技が本市で開催されます。高校総体では全国から選出された選手はもちろん、応援団、競技関係者を含め、多くの方々にこの豊後高田に来ていただけます。本市でも昨年度、高校総体の実行委員会を立ち上げ、万全の体制で大会が開催されるよう準備してきたことと思いますが、現時点での準備状況についてお伺いします。

最後に、本市の児童生徒の体力向上と競技力向上の取り組みと対策についてお尋ねします。

昨年の高田中学校野球部の九州大会優勝、全国大会ベスト8入賞などさまざまなスポーツでも全国で

活躍をしております。これは、保護者はもちろん、学校、地域、指導者等の協力があるからこそだと思いますが、小さいころからの体力向上といろいろなスポーツに興味を持って取り組むことについて、市、学校を挙げて取り組んできた成果だと思っております。今後も県内はもちろん、九州、全国で活躍できる選手を育成するための本市における体力向上と競技力向上のためのスポーツ振興策についてお聞かせ願います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私のほうから、まず市政方針についてお答えをいたします。

このたびの市長選挙におきましては、皆様方の力強いご支援により、合併後3期目の当選という栄誉を賜り、今後4年間引き続き市政を運営させていただくことになりました。

提案理由におきましても述べさせていただきましたが、今期私が目指しますものは、「夢をかたちに、未来に光り続けるまち 豊後高田」の実現でございます。これまで取り組んできましたまちづくりの総仕上げと、そして、また本市が将来にわたって発展を続けるための土台づくりを行おうと思うことでございます。そのためには、まず人口3万人構想の実現に向けた定住対策の推進でございます。

次に、まちなかの魅力向上、千年ロマンの観光の推進であります。それからまた、3番目は産業振興の推進。4番目は安心・安全・優しいまちづくりの推進であります。5番目が教育のまちづくりの推進。6番目は健康なまちづくりの推進という、6つの重点施策を展開してまいります。

その中の一つであります定住促進についてでございますが、本市が将来にわたって持続的に発展していくためには人の力が最も大切だと思っております。そのため、人口3万人という大きな目標を掲げ、その実現に向けた取り組みを着実に進めてまいりたいと、そういうふうと考えているところでございます。

これまで大分北部中核工業団地への企業誘致等により、新たにおよそ2,000人の雇用が生まれ、住みやすいまちづくりに向け、教育や子育て施策の充実に力を入れた結果、ともに県内トップレベルの水準でございます。

また、昭和の町を初めとする観光振興により、地域の活力が生み出され、ケーブルテレビ網や公園などの生活に関連するインフラの整備を進めてきたと

ころでございます。

これらの施策をトータルで取り組むことによりまして、県内の他の過疎団体に比べて人口の減少率は低い傾向にあります。また人口減少しておりますので、今後は何とかして、まず歯どめをかけ、そして人口増への道筋をつくりたいと、そういうふうと考えているところでございます。そのために、定住人口の増に直接的に結びつく事業として、まずは城台団地や犬田団地の整備に全力を挙げてまいります。そのほか公営住宅の整備、賃貸住宅の改修補助など住宅環境の整備を進めてまいります。

また、住みたい田舎ベストランキング1位に選ばれたことを誇りに思っております。そして、またこれを契機に、県外からの問い合わせが多数寄せられ、既に市内に移住された方もおり、そしてまた、子育て施策の充実や教育のまちづくりにより、本市で子育てをしたいと近郊からの移住者もいらっしゃいます。

今後は空き家の活用や就農支援などその名に恥じない移住者支援の施策を展開するとともに、これらを効果的に情報発信し、豊後高田にお越しいただき、住んでもらえるよう総合的な定住対策を戦略的に推進してまいります。

人口3万人の達成は大変ハードルの高い目標ではございますので、市民の皆さんのお力をお借りしながら、いろんな要素を前向きに捉え、定住人口をふやそうという機運を醸成することにより、よい結果につなげてまいりたいと思っております。

次に、健康なまちづくりの推進についてでございます。

本市におきましては、平均寿命が男女とも全国平均より1歳低くなっております。健康なまちづくりにより、この平均寿命を全国平均よりさらに1歳上回るように努めてまいりたいと考えているところでございます。そのためには、市民の皆さん一人一人が健康に関心を持っていただき、楽しく健康づくりを行っていただき、健康で長生きしてもらおうのが一番だと思っております。そうすることによりまして、人口が3万人に近づくものと考えております。

具体的な推進方法としては、本年度新たに「ウェルネス推進課」を設置し、新たに保健師を2名増員いたしました。そして、また地域へ積極的に出向き、戸別訪問や保健指導を通して、積極的に保健活動を展開していくことといたしております。

また広く健康づくりを定着させていくためには、関係機関等と連携を図りながら効率的に地域の健康課題に応じた取り組みをしていくことが重要であります。そのため、これまで市内中心部を主体に実施しておりました健康運動教室に加え、小さな活動拠点である地域サロンなど、それぞれの地域実情に応じたコミュニティ組織の育成に努めるとともに、出張型の健康運動教室など、地域における健康づくり、生きがいつくり、仲間づくり事業を展開してまいりたいと思っております。

あわせて市民の皆さんが楽しく健康づくりをしていただくために、まずは無理なく歩いていただき、そしてそれを継続していただくことが重要でありますので、チャレンジウォーキング事業を初めとする各種健康づくり事業にも取り組んでおります。特に筑波大学と連携し、実施しております健康運動教室は、参加者の皆さんの体力年齢が若返るなど、高い成果が出ており、大変好評をいただいておりますし、ウォーキングイベント等もたくさんの皆さん方に参加をいただいております。しかしながら、健康づくりに関心のない方はなかなか参加をしていただけない現状であります。筑波大学の久野先生によりますと、何事も関心のある方が3割、ない方が7割だそうでありまして、その7割の方々を何とかして健康意識を高揚させる、そういうことが一番大事なことだということでもありますので、筑波大学の久野先生のお話を伺いながら努力していきたいと思っております。そのため、市民全体の健康づくり意識の醸成を図るための地域の自治委員さんや健康推進さんと協力して地域における健康づくりのリーダーとなっていただき、地域ぐるみで健康づくりの輪を広げ、歩くことが全市民運動に発展するように努めてまいりたいと思っております。光り続ける豊後高田市の未来へ引き継ぐためにも、その基礎づくりに積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆さん方におかれましては、ぜひご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、世界農業遺産についてお答えいたします。詳しくは担当課長から説明させますが、5月30日に「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」が世界農業遺産に認定されたところでございます。

さきの田染荘のお田植え祭におきまして、小風大分県副知事がおいでになりまして、そのときのご挨拶の中で田染荘の歴史、大学の先生方による長年の

荘園調査の成果、小崎の皆さんの心のこもったお迎えや適切なる指導などがこの認定に大きな要素となって世界農業遺産に認定されたと大変なお褒めのお言葉をいただいたところでございます。市民の皆さんのこれまでのご努力のおかげで世界という大きな冠をいただきましたので、今後はこれを最大限に活用して、地域の活性化に努めてまいり所存でございます。

その他の質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 土谷議員の学校遊具の安全点検についてお答えいたします。

現在、市内小・中学校17校のうち、ブランコやジャングルジムなどの遊具とされるものは、小学校11校で71基となっており、その内訳といたしましては、回転塔などの遊具本体に回転部分を含む、いわゆる回転遊具が5基、それ以外のものが66基設置されております。なお、中学校への遊具の設置はございません。

これら学校遊具の安全点検の実施方法とその実施時期といたしましては、教育委員会で市内全ての学校において、定期点検を隔年ごとに公園施設製品安全管理指導の資格を有する専門家へ遊具等の安全点検業務として委託により実施し、磨耗や不具合などの発見に努めているところでございます。

あわせて各学校において毎月行っております学校安全点検日に学校管理者である学校長や教職員が校舎などの施設の点検とあわせ、目視や打診による遊具点検を行うとともに随時日常点検も実施しているところであります。

また、平成23年度には、これら学校現場における日常点検などの技術向上を図るため、市内全校の担当者を集め、公園施設製品安全管理士を講師として招き、実技実習を含めた講習会なども実施し、安全点検の充実に取り組んでまいりました。

なお、これらの安全点検の結果、老朽化や磨耗、故障等による児童の利用には、不適切であると思われる遊具につきましては、平成23年度で3基、平成24年度で2基を撤去し、定期点検で指摘のあった19件について修繕を行ってまいりました。今後も磨耗箇所の交換や塗装塗り直しなどによる美観の確保にもより遊具の長寿命化を図るとともに学校施設の不具合などによる事故の防止に向け、学校管理者とも連携を図りながら安全点検の徹底と維持管理に努め

てまいりたいと考えております。

次に、インターハイ、カヌー競技の受け入れ準備状況についてでございますけれども、昨年6月議会において、大会の概要等は説明をさせていただきましたけれども、いよいよ真玉カヌー場にて8月1日から4日までの間、4日間にかけて競技が開催されます。本市における受け入れ準備状況ですが、現在市から職員2名の増員と大分県教育委員会から教職員1名を派遣してもらいまして、体育・スポーツ振興係職員で事務局を編成しているところであります。

また、市長を実行委員長として各界の代表を役員として参画をしていただきまして、実行委員会を昨年6月に立ち上げたところであります。

さらに総務、広報、競技、式典などの専門委員会による体制で現在受け入れに向けての準備を進めているところであります。

今回のカヌー競技では、大会期間中、選手、監督で延べ4,000名、運営役員、補助員で延べ1,000名、その他観客数では延べ3,000名、大会全体を通して延べ8,000名を見込んでいます。短期間ではありますが、多くの方が本市を訪れることとなりますので、全国に向けて観光などのPRをすることができますし、市内の宿泊、飲食施設などへの波及効果にも大いに期待しているところであります。全国から訪れる多くの大会参加者の皆さんに本市の魅力を発信し、大会終了後も本市を訪れていただけるような大会にしたいと考えているところであります。

次に、スポーツ振興の体力向上と競技力向上の取り組みについてお答えをいたします。

特に、競技力向上につきましては、先般開催されました高校県体でカヌー一部男子が5年連続学校対抗で総合優勝、また先ほど話がありましたけれども、高田中学校野球部の九州大会優勝、全国大会ベスト8進出を初め、空手道部なども九州大会や全国大会に出場し活躍をしているところであります。これも小・中・高の一貫した指導や外部講師と連携しての専門的な指導を行うなど、指導者、地域、保護者の協力を得て実現できたものと考えております。

次に、体力向上についてですが、平成24年度の児童生徒の全国体力テストでは、平均値でいいますと小学校5年生男子では全国2位の都道府県と同等のレベル、女子では全国4位と同等のレベル、また中学校2年生では男女ともに全国3位の都道府県と同等のレベルの位置にあります。この結果につきまし

ては、児童生徒の実態把握と詳細な分析、体育専科教員の配置などによる体育授業の充実、地域人材の積極的な活用、運動部活動の充実、日常的な運動習慣の定着などの成果と考えているところであります。

今後とも各種スポーツ団体と連携を図りながら体力向上と競技力向上に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 地域活力創造課長、藤重深雪君。

○地域活力創造課長（藤重深雪君） 議員ご質問の世界農業遺産についてお答えいたします。

世界農業遺産とは、伝統的な農業と農業によって育まれ維持されてきたため池、農地、水利施設などの土地利用、技術、文化風習、風景、そして、これらを取り巻く生物多様性の保全を目的に世界的に重要な地域を国際連合食糧農業機関（FAO）が認定するものでございます。

昨年10月に国東半島の伝統的な農業システムである日本一の蓄積量を誇るクヌギ林と用水供給システムとしてのため池によって維持されている原木干しシイタケや水田などの農林水産循環を次世代に継承するために世界農業遺産認定を目指して取り組むことが決定いたしました。

本年4月13日に関係市町村農林水産にかかわる関係団体や有識者等で構成する国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会を設立し、申請書などについて具体的な協議を進めてまいりました。そして認定要件となる大分県と国際連合大学の推薦や農林水産省のご協力をいただきましたので、5月13日にFAOへ申請書を提出し、5月29日に石川県で開催されました世界農業遺産国際会議におきまして、「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」が世界農業遺産に認定されるとの発表があり、30日に待望の認定書が交付されたところでございます。

この世界農業遺産は、今回国内から大分、熊本、静岡の3地域に加え、中国から2地域、インドから1地域が認定されたことで、アジア諸国を中心に世界で11カ国25地域となりました。

特に本地域では、先人より受け継がれてきた田染荘の農業システムを初め、地域の方々によって守られている文化や風習、歴史的景観が今なお保全されていることに感動され、大変大きな評価をいただいたとお伺いしております。

また、認定までの間、田染荘へはFAOを初め、

国連大学などの関係者による現地視察調査なども行われ、地元の方々にも大変なご尽力をいただきました。これまで国内では、石川県の「能登の里山里海」と新潟県の「トキと共生する佐渡の里山」が既に認定されておりますが、農産物などのブランド化を初め、視察などによる交流人口の増加、企業による地域参入といったケースもあるとお聞きいたしております。

本市におきましても、今回の認定を機に、これまで守り継がれてきたものを誇りとし、本市のそば、米、シイタケなどの農林水産物のブランド化を初め、交流人口の増加によるグリーン・ツーリズムの活性化など地域全体の活力へとつなげてまいりたいと考えておりますし、新規就農者などによる定住人口の増加も期待しているところでございます。

今後につきましては、各種関係機関と連携した国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会におきまして、統一したロゴマークの作成、農林水産物や加工品の付加価値をつける認証制度、情報発信を行うためのシンポジウムなどを計画しておりますので、議員の皆様方のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 都市建築課長、永松史年君。

○都市建築課長（永松史年君） それでは、公園施設長寿命化計画についてお答えします。

平成24年度に行いました豊後高田市公園施設長寿命化計画策定についてですが、現在我が国において高度成長期に集中投資し、設置された公園のうち30年以上経過するものが3割を占め、10年後には6割に達すると言われております。このように公園施設の老朽化が進む一方で、財政上の理由などから維持補修、もしくは更新が困難となり利用禁止や施設自体の撤去といった事態につながるなど都市公園本来の機能発揮にかかわる問題となっております。そのため、地方公共団体においても厳しい財政状況のもと、安全・安心を確保しつつ、重点的、効率的な維持管理や更新投資を行っていくため、公園施設長寿命化計画の策定を行う必要性が生じました。

この長寿命化計画は、施設の管理を計画的に行うことにより、施設の長寿命化を図り、維持管理費の縮減と施設の安全性の確保を目的としたものであり、平成21年度より平成25年度までの間において、社会資本整備総合交付金事業により実施することとなりました。

また、いずれ訪れる公園施設の大規模な修繕や更

新に対する国の補助は長寿命化計画により適正な維持管理を行っていることが条件とされているため、本市においても計画の策定を行ったところであります。

なお、策定業務につきましては、これまで長寿命化計画策定の実績がありますコンサルト会社に委託し、本年3月に完了したところであります。

また、県の公園施設につきましても、平成23年度より計画の策定を行っているところであります。

続きまして、長寿命化計画の策定時に行った公園遊具等の安全確認点検の結果についてですが、点検を行った都市公園内にある全ての遊具32基のうち、早急に修繕や更新が必要となる緊急性の高い遊具等はありませんでしたが、約半数の16基につきましては、設置年度が古く老朽化も進んでいるため、計画的な維持補修や更新が必要という結果となっております。

続きまして、今後の長寿命化計画の取り組みについてですが、今回策定いたしました計画に基づき、日常的な点検や適正な維持管理、更新等を行い、子供を初め、利用者の安全性の確保を最優先するとともに、施設の長寿命化による維持管理費の縮減を図ってまいりたいと考えております。

最後に中央公園の利用状況についてですが、平成23年春にリニューアルオープンし、春の五月祭や夏の高田観光盆踊り大会など各種イベントを初め、市内の幼稚園、保育園、小学校はもちろん、市外からも多くの学校が遠足等に利用しており、天気の良い週末には、市内外から訪れた子供たちや観光客で大いににぎわっています。訪れた利用者からは芝生広場などよく管理されており、きれいである。コンビネーション遊具で遊ぶのが楽しいなどの声が寄せられております。

また、利用者数につきましては、正確な数字は把握できておりませんが、公園施設の利用状況によりまして、平成23年度約7万8,000人、平成24年度約5万9,000人となっております。これは団体として利用申し込みのあったものだけであり、日常的に公園を利用する方の数は含まれていないため、実際の利用者数はさらに多くなるものと思われま

す。このように多くの方に利用され、また市民の憩いの場となっている公園であり、これからも訪れる方が安全、安心に気持ちよく利用できるよう、引き続き公園施設の適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 1番、土谷信也君。

○1番（土谷信也君） 市政方針については、市長から詳しく説明をしていただきありがとうございます。

人口3万人構想は夢のような話と言う人もいますが、夢と目標がなければ何も策は講じられないと思います。

本市としては、定住対策、子育て支援、教育の推進、健康づくりなど行政として精いっぱいのに至れり尽くせりの施策だと思います。住みたい田舎ベストランキングで全国1位になり、本市も全国的にかなり有名になりましたが、私は本市の宣伝は下手とは言いませんが、まだ少し控え目ではないかと思っております。これだけ総合的な施策は恐らく県下ではトップだと思っておりますが、人間というものはあそこ比べてうちはこうであるというように必ず比較をして物事を考えます。いろいろな施策に対して、県下各市町村の比較調査は難しいと思いますが、豊後高田市独自の調査に基づく生活支援ランキングなるものを作成し、市の内外にもっとアピールをしていいのではないかと思います。

世界農業遺産については、先日のテレビのニュースで県の今県議会に世界農業遺産認定に対して、早速2億3,700万円ですか、補正予算案を提出したと報じていました。今度はこのブランド名を6つの市町村、どこがうまく生かせるかの知恵比べだと思いません。藤重課長にはぜひ頑張ってくださいと思っています。お願いします。

公園施設長寿命化計画については、今後の取り組みについて、計画に基づき、日常的な点検や維持管理、更新等を行うと言われましたが、具体的な時期や期間、回数についての計画を教えてください。

学校の遊具等の点検については、本当に悲惨な県下でも事故が起きておりますので、そのようなことがないようにしっかり点検を続けていただきたいと思えます。

インターハイにつきましては、万全の受け入れ体制ができているようで安心をしていますが、精いっぱいのおもてなしをしていただき、思い出深い大会となりますように、細心の気配りをしていただき、ぜひ成功させていただきたいと思えます。

また、本大会に出場する高田高校カヌー部には、市民の皆さんの絶大な声援を送っていただき、総合優勝ができますことを切に願っております。

スポーツ振興については、教育長からご説明いただきましたが、競技力の向上について近年市内の小・中・高において、全国的にも本当に素晴らしい成果を上げております。

この結果は学校の指導者、外部指導者、保護者、また地域の方々と連携した小・中・高の一貫指導の結果であると思います。今後も市としまして、この一貫指導の体制の確立とご支援をよろしく願います。

以上、再質問を終わりますが、答弁については、公園施設の点検と管理についてだけお答えいただければ結構です。

以上で終わります。

○議長（河野正春君） 都市建築課長、永松史年君。

○都市建築課長（永松史年君） それでは、土谷議員の点検についての再質問にお答えします。

現在行っております点検につきましては、1年に一度遊具の専門業者による点検と職員により毎月行っております公園管理の中で遊具の点検を行っているところであります。この日常点検で異常箇所や不具合が発見されたものにつきましては、部品の交換や修繕などにより対応しているところであります。その中で特に利用者の多い中央公園につきましては、現在シルバー人材センターに芝生広場の管理や草刈り、トイレの清掃等を委託しており、利用者が気持ちよく利用できるよう公園の維持管理に努めているところであります。

また、その管理を行う中で委託以外の公園施設の簡易な点検や利用者への注意喚起、さらには毎朝園内の点検を行い、散らかっているごみや動物のふんの清掃等についても自主的に行っていただいております。そのおかげもあり、皆様に気持ちよく使っていただける公園管理ができているものと思っております。

なお、他の公園も含めた今後の対応につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように公園施設長寿命化計画に基づき、現在行っております日常点検とあわせて計画的な維持補修、更新等を行い、利用者の安全確保に努めるとともに、施設の長寿命化によるコストの縮減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 1番、土谷信也君。

○1番（土谷信也君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

6月19日

5番、山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） 5番、山田秀夫でございます。

通告に基づき、一般質問を行います。

まず第二次豊後高田市行政改革大綱及び実施計画についてお尋ねをいたします。

この第二次行革は、平成22年度から平成24年度までの3カ年の策定でありました。これまでの集中改革プランを基本に、市政方針に掲げる市民一人一人の夢のあるまち豊後高田の実現に向けた新たな改革の取り組みを盛り込んでおられました。この改革も本年3月31日に終了いたしました。この3カ年の総括と、今後継続していかなければならない課題について、まずお尋ねをいたします。

次に、地域交通対策事業についてお尋ねをいたします。

本市は、平成17年3月31日に1市2町で合併し、その当時の路線バスの運行形態と利用実態が合っていないとの結果に基づき、高齢者等の通院や買い物等の移動手段を確保し、日常生活の利便性の向上を図る目的で、平成18年10月2日から平成19年3月31日までの試行期間を経て、現在の定時定路線型乗り合いタクシーを運行しております。

そこで現在までにどのような見直し等を行ったのか。また、その経緯について、まずお尋ねをいたします。

次に、その経緯の中で、どのような利便性が生まれたのか。また、平成17年度、バス路線に対して補助金1,940万1,000円であり、年度間運行経費は1,377万6,000円で積算され、おおむね520万円程度の減額が見込まれるとされておりましたが、その後、現在までの経済的な効果はどのようになっているのかもあわせてお尋ねをいたします。

次に、健康寿命を延ばすための方策についてお尋ねをいたします。

本市の平均寿命と健康寿命は、平成18年から平成22年の統計では、平均寿命は男性が77.83歳、県内18市町村中16位、女性は85.32歳で県内13位、健康寿命においては、男性が75.14歳、女性が78.84歳で男女とも県下では17位に短くなっているのが現状であります。

健康寿命の定義ですが、一生涯のうち健康で自立して暮らすことができる期間と説明されております。この健康寿命は平均寿命から要介護等の期間を除いた期間として算出すると定義されております。

そこで、本市としては、この健康寿命の延伸を目指して、心と体の健康づくり、暮らしの環境づくりを柱に各種施策に取り組むため、平成24年度二次予防対象者把握業務として、高齢者実態調査分析結果報告書をまとめ上げております。

これは65歳以上の高齢者に対し、生活機能を初めとする生活状況を調査することにより、地域の高齢者における生活の課題や各種高齢者向けのサービスに対するニーズの把握を目的として調査されておりますが、その結果については、ケーブルテレビでも一部放送されているところですが、具体的な内容と浮かび上がった問題点について、まずお尋ねをいたします。

次に、企業誘致等による定住対策についてお尋ねをいたします。

市長は人口3万人構想の中で、今後未来に光続けるまちの礎を築くため、定住施策を中心として地域活性化施策を種々講じております。そのうち本市では、ケーブルネットワークを創設し、高速光ファイバーが設置されておりますが、市内外ともに余りアピールしていないような現状に思われますが、いかがでしょうか。

徳島県の山間地にある人口6,300人、高齢化率45%の神山町には、全国の自治体の視察が絶えないと言われております。その要因はIT、すなわち情報技術ベンチャーなどの約10社のオフィスを誘致し、2011年度には、町の誕生以来、初の転入超過を達成しております。過疎地の活性化は全国的な課題であります。同様の環境を売り物に企業誘致を狙う自治体は多くありますが、物件、雇用、インフラ、地域との融和という4つの壁がいつもつきまとっております。この神山町の強みは、その全てに迅速に対応できることでもあります。IT企業を支える通信インフラが万全です。徳島県では、テレビの地上デジタル放送化に伴う難視聴対策が20万キロ超えの光ファイバー網を整備しております。このような過疎のまちでも2012年度は160団体もの視察が訪れております。本市におきましては、このようなIT企業の誘致等をどのように行っているのか、お尋ねいたします。

また、ITに関する定住対策はどのように行っているのか、あわせてお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私のほうからは、行政改革

についてのご質問にお答えをいたします。

まず第二次行政改革の総括についてでございますが、平成22年度からの3カ年で取り組んでまいりましたこの行政改革は、目標額が7億6,380万円に対しまして、実績額が11億219万円と当初の目標を上回ることができました。この3年間での主な取り組み内容を申し上げますと、まず民間委託等の推進では、ケーブルテレビの受け付け等の窓口業務、番組制作等を民間へ委託し、養護老人ホーム「六郷園」の民間移管、新火葬場及び新図書館における指定管理者制度の導入を行ってまいりました。

次に、効率的な行政運営を行うために職員定数の適正化として、この3年間で32名を削減し、合併時から通算しますと、これまで111名の削減を行ってきたところでございます。

次に、人件費の関係でございますが、特別職の給与関係として市長は12%、副市長、教育長が10%の給料カットを実施しました。

そしてまた、退職金手当につきましても、当初計画を変更いたしまして、官民格差15%カットを前倒しして実施したところでございます。

そして、職員の給与体系につきましても、これまでの年功的な給与体系から勤務実績を給与に反映するシステムへと見直し、全体的な給与水準も引き下げ、諸手当の見直しも実施いたしました。

議員の皆さんにおかれましても、定数を見直していただくとともに、事務経費の削減にもご協力をいただいたところでございます。

このほかにも歳入の確保策として、市の空き施設を民間へ貸し出し、利用予定のない市有財産についても売却を行いましたし、市税の収納率向上対策、そしてまた新地籍による固定資産税の課税の見直し、簡易水道使用料の統一等さまざまな取り組みを進めてきたところでございます。

また一方で、この第二次行政改革中には、新火葬場、新図書館、都甲小中一貫校、桂橋、中央公園、新消防庁舎など国の補助金や有利な起債を活用して大型事業もあわせて実施してまいりました。その上で、本市の基金残高につきましては、市町村合併時残高が34億円でありまして、平成21年度は基金がなくなり、なお10億円が不足するのではないかとというような予測もされましたけれども、第一次、第二次の行政改革の取り組みによりまして、平成24年度末の基金残高は約87億円と大幅な増加をさせることができました。こうしたことを考えますと、単なる削

減を目的としたものではない。まさに選択と集中の視点による真の行政改革に取り組めたと思っております。

大きな課題は第一次、第二次の行政改革で解消できたと考えております。議員各位を初め、市民の皆さんのご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。次第でございます。

今後についてでございますが、やはり行政改革は我々に課せられた永遠の課題でございます。引き続き、簡素で効率的な行財政運営を行えるよう取り組んでいかなければならないと思っております。

本年度から市営住宅の管理を県の住宅供給公社に指定管理に出しましたが、もともとこれは行革大綱にはなかったものでございますけれども、やはりノウハウを持ったところに管理してもらったほうが効率的だろうということで行ったものでございます。

今後はケーブルテレビの運営全般につきましても、そういった視点で民間事業者へ委託ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

トータルといたしましては、民間へ委託したほうがよいものはそのようにし、市のシンクタンクとしての市役所の役割を強化する、そうした考えで行政改革に取り組んでいきたいと考えております。そのため、職員の資質向上のための研修を強化するとともに、人事評価制度の本格導入等についても取り組んでまいります。あわせて、これからの4年間は国の施策に左右されないしっかりした体力を持つ市となるよう直接的に人口増に結びつくいろんな施策を推進していくことが重要であろうと考えております。今回の肉付け補正予算でもさまざまな事業を提案させていただいておりますので、引き続き、議員各位を初め、市民の皆さん方のご協力をお願い申し上げます。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長(河野正春君) 企画情報課長、河野真一君。

○企画情報課長(河野真一君) 山田議員の地域交通対策事業についてのご質問にお答えします。

まず初めに、これまでの地域交通対策事業の取り組み状況についてご説明いたします。

マイカー利用の増大と少子化、過疎化の進行により、全国的に過疎地域では、バス利用者の急激な減少が続いておりまして、本市におきましても平成12年ごろから赤字路線バスへの補填が急激に増加し、

6月19日

平成14年度には旧1市2町でバス路線の補助金額が1,100万円を超え、その後合併年度の平成17年度には1,900万円を突破することとなり、早急な対策が必要となっておりました。

そこで合併を契機に新たな交通体系を検討するため、市内のバス利用者の実態調査を実施いたしました。その結果、本市では各地域とも平日の午前中を中心とした通院目的の利用者が大半を占めることがわかりました。こうした市内の状況と全国各地の先進地での取り組みの状況を踏まえ、市内の周辺部から各地域の拠点病院までの間を運行する市民乗り合いタクシーを平成18年10月から試験運行で開始し、その後平成19年5月から本格運行に移行いたしました。市民乗り合いタクシーは市民の利便性の向上を目指して、路線バスが運行していた地域だけでなく、路線バスが運行していなかった夷、小畑、臼野、草地地域など含めて8路線8系統で運行を開始いたしました。その後、利用状況や地域の住民の方々からのご要望等も踏まえながら、随時運行回数や運行時間あるいは一部路線の変更を行うとともに、平成19年5月からは利用料金を300円から200円に引き下げを行いました。さらに、平成22年度からは、香々地・真玉方面から市内中心部へのアクセスの向上と唯一のバス路線であります伊美線への乗客増加を目指して70歳以上の市民の方が市民乗り合いタクシーから路線バスを乗り継いでも片道200円で利用できる「70パス」のサービスを始めるなど利便性の向上のための見直しを行ってきたところでございます。その結果、平成20年度までは順調に乗客が増加いたしました。平成21年度以降は、減少に転じまして、平成24年度実績では2万1,047人となっており、ピーク時の平成20年度と比較しますと6,545人の減少となっております。

この原因につきましては、車の免許を持たないもともとバスを利用していた高齢者の方々が減少していることによるものと思われまます。

次に、これまでの取り組みによる経済的な効果についてでございますが、合併した年の平成17年度は赤字路線バスへの補助金のみで1,904万1,000円でしたが、平成20年度には、市民乗り合いタクシーに対する県補助金の獲得などもありまして、市民乗り合いタクシー委託料と赤字路線バスへ補助金を合わせても1,170万610円となり、市の財政負担の軽減を図ることができました。

しかし、その後は路線バス利用者のさらなる減少

による赤字補填の額の増加が続いていることや、経済性よりも市民の利便性の向上の観点から、来縄や呉崎などもともとバス路線が走っていなかった地域への市民乗り合いタクシーの乗り入れなどの運行路線拡大の影響により、平成24年度実績では市民乗り合いタクシー委託料と路線バスへの補助金を合わせて1,938万420円となるなど徐々にふえつつあります。

今後につきましては、高齢者ドライバーの増加などの社会情勢の変化に合わせ、利用者のニーズに合った利便性の高い交通体制を実現するため、地域交通体系の見直しを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 保険年金課長、佐藤 清君。

○保険年金課長(佐藤 清君) 山田議員の高齢者実態調査についてお答えします。

この調査は、在宅高齢者の方へ生活機能を初めとする生活状況のアンケートにより、地域の高齢者における生活の課題や各種高齢者向けサービスに対するニーズの把握を行うことで、予防が必要な方への支援や支援整備等の推進へつなげるため実施したものでございます。どこの地区で、何名の方がどのような支援が必要かも把握できるものです。

対象者としてしましては、要介護3から5までの認定者を除く65歳以上の在宅高齢者の方です。対象者7,435の方に調査票を送らせていただき、6,129人、82.4%の方にご回答いただきました。そのうち、予防の必要がある方は2,143人、38.6%で全国との比較で1.6%高い結果となりました。

また、議員のご質問にもございましたとおり、高齢者実態調査の結果の一部については、ケーブルテレビにて6月5日から1週間放送したところでございます。

主に運動機能の予防が必要な方と、閉じこもり傾向にある方が全国との比較で高くなっております。運動機能の予防の必要な方の26.1%は全国との比較で1.9%高くなっております。年齢構成を考慮して比較したところ、田染、草地、三重、河内、香々地の順で該当者が多くとなっております。

閉じこもり傾向にある方の12.3%は全国との比較で2.0%高くなっております。地区別では、上真玉、三重、見目、三浦、東都甲の順で該当者が多くとなっております。

運動機能の予防が必要な方、閉じこもり傾向のある方、ともに男性より女性の方が割合が高く、年齢

が高いほど割合も高くなっております。

その他、口腔ケアの必要な方が21.4%、虚弱傾向にある方が10.4%、認知機能予防が必要な方が35.8%、鬱予防が必要な方が24.4%、栄養改善が必要な方が1.3%で全国値を下回っておりますが、対象者につきましては予防の取り組みが必要であると考えております。

また、疾病につきましては、高血圧、脳卒中、糖尿病の有病率が全国の値を上回っており、要介護原因で最も多いとされる脳卒中やそのリスク要因とされている高血圧・糖尿病対策の必要性が高くなっております。

高血圧は42.6%で田染、香々地、臼野、見目、三重の順で割合が高く、脳卒中は4.7%で見目、上真玉、田染、三浦、西真玉の順で、また糖尿病は11.5%で東都甲、中真玉、桂陽、三浦、臼野の順で該当者の割合が高い結果となりました。

以上、ご報告いたします。

○議長（河野正春君） 商工観光課長、安田祐一君。

○商工観光課長（安田祐一君） 山田議員の企業誘致等による定住対策についてのご質問にお答えします。

定住対策を進めていく上では、生活する基盤であります雇用の場の創出が必要不可欠なものであり、積極的な企業誘致は大変重要な位置づけであると考えております。

現在、北部九州にはダイハツ九州を初め、日産、トヨタ自動車などの自動車関連企業の集積により、自動車の生産能力が150万台を超える世界有数の生産拠点となっております。

そのような中、本市におきましても自動車関連企業を初め、精密機器関連企業などに立地をいただいているところでございます。これまでもにおいても企業誘致の促進が雇用の増大と産業活性化に大きな効果があることからトップセールスを初め、県などの関係機関と連携し、積極的に進めてきたところでございます。

その結果といたしまして、平成10年度より今日までの大分北部中核工業団地に14社、市内に5社の計19社が立地していただいております。また、こういった誘致企業への就労者数も約2,000人を数え、大変大きな雇用の場としてご貢献をいただいているところでございます。

山田議員ご指摘のIT関連企業の誘致の状況についてでございますが、合併時の最重要プロジェクト

としてケーブルネットワークを整備することにより、市内全域での高速インターネットが可能となったほか、他の都市との情報格差の是正により県内でも高いレベルの情報通信環境が整備され、地場企業の振興や企業誘致に関する取り組みを進めてきたところでございます。その中でも、若者の定住促進につながる取り組みとして、特に大卒者が帰ってこられる雇用の場をつくろうということで、IT関連企業の誘致について、県を通じ積極的な働きかけを行うほか、市内出身の大手IT企業の方にも関連する企業の誘致をお願いしてきたところでございます。さらに、旧香々地庁舎を活用したコールセンター業などの事業者の募集も行っておりまいました。しかしながら、IT関連企業に対応する人材が少ないなどの問題もございまして、地方ではなかなか難しく、誘致に結びついていない現状でございます。

これまでの企業誘致の取り組みにより、高卒者の雇用の場はできたものの、大卒者の雇用の場は少ない状況でございます。そういった中、IT関連企業の誘致が必要であり、何とか大卒者の雇用の場を生んでいきたいと考えております。

議員からご紹介のありました神山町に誘致の状況を問い合わせしたところ、NPO法人の活動により9社のIT企業がオフィスを設け、事業を行っているとのことでございました。非常に参考になるところが多くありましたので、今後は神山町のような先進地などを研究させていただきながら、IT関連企業の誘致に努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 5番、山田秀夫君。

○5番（山田秀夫君） それでは、再質問を行います。

まず行政改革についてですが、市長が言われたように、これは永遠の課題でもあろうかと思えます。今後とも無駄・むら・無理のない行政の運営を行っていただきたいなというふうに思っております。

地域の交通対策事業についてであります。市長が選挙公約の中で、「各地域を回る乗り合いタクシーは利便性が少ないコースもあるが、住民のニーズに応じて走るなど柔軟に対応していく」と述べておられています。

例えば、熊本県の菊池市は本市と同じように交通体系の見直しを行っております。平成22年6月に菊池市の交通体系に関する取り組みが顕著であるとして国土交通大臣表彰を受賞されております。主な内

容は、市街地循環バスである「きくちべんりカー」とその地域のニーズに合わせたデマンド方式の「きくちあいのりタクシー」で運行しております。これは自宅から目的地の玄関までのドア・ツー・ドアで行える利便性から高齢化が進み坂道の多い中山間地域の方から大変喜ばれている方式であります。この2本立てで運行されておりますが、本市としての柔軟な対応をしていくという取り組み方についての考え方をお尋ねいたします。

次に、健康寿命の取り組みについてであります。まず調査で明らかになった問題点に対する対応策等について、それぞれの所管課においての対応状況をお尋ねしたいと思います。

健康はさまざまな要因が絡み合い、維持・増進させるため健康寿命の延伸には日々の健康的な生活習慣の継続が不可欠であります。しかも無理なく取り組まなければ習慣とはなりません。

では、どのように進めていくのか。先ほど市長が言いましたように、まず歩くことから始めることだと思います。特別な用具を必要とすることなく、これなら無理なくいつでも始められます。長野県の松本市では、健康寿命延伸都市の創造を目指して、「赤ちゃんからお年寄りまで明るく元気に過ごすまち」をコンセプトに活動を行っております。ぜひ本市でも参考になるところは多いと思われまので、実践を取り入れていただきたいと思っておりますが、見解をお尋ねいたします。

また、市長にはぜひ本市も健康寿命延伸市として宣言していただいて、人口3万人構想の中に文言として入れていただけたらと思っておりますが市長の見解を求めます。

次に、IT事業ですが、先ほど課長が言われましたように神山町のほうに、ぜひ視察研修を行っていただいて、先進地のいいものをぜひ本市に取り入れて多くIT関係の事業を取り入れていただきたいというふうに思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長(河野正春君) 企画情報課長、河野真一君。

○企画情報課長(河野真一君) 地域交通対策事業に係ります再質問についてお答えします。

議員ご案内の菊池市では、周辺部の交通対策として、予約制のデマンド型乗り合いタクシーを運行し、おおむね通常運賃の4分の1程度で利用できるような仕組みで運行しているようであります。

本市の現状を見ますと、運行ルート、運行時間等

の見直し等を行っているにもかかわらず、先ほどご答弁申し上げましたように平成20年度をピークに市民乗り合いタクシーの利用客の減少が続いております。これは、先ほども申し上げましたが、路線バスの乗客が減少しているのと同じく、もともと車の免許を持っていなかった方々が減少しているためと思われまますが、その一方で免許所有者の高齢化が進んでおり、その対策が必要となっております。このため、本定例会に地域公共交通調査事業として補正予算を計上してございまして、今年度現在の実態を調査し、地域公共交通の見直しの計画を策定する中で、高齢者の方が車の免許を返納しても暮らしに困らないようにドア・ツー・ドアのサービスが可能なデマンド型の乗り合いタクシーの導入を含めて住民ニーズの変化に対応した新たな交通体系を構築していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(河野正春君) 保険年金課長、佐藤 清君。

○保険年金課長(佐藤 清君) 山田議員の再質問にお答えします。

調査結果につきましては、関係部署との情報共有や協議、またそれぞれの視点で分析・検討をしているところでございます。

予防が必要な方が多い地区で、過去に各地区で実施してきた経過等も考慮し、今年度の予防教室の開催地区を決め、4月から順次田染、草地、上真玉地区を初め、対象地区の方にご案内をしているところでございます。

教室の実施につきましては、昨年からは3教室をふやし、全体で14教室を開催するようにいたしております。

昨年の予防教室参加者及び地域包括支援センターに所属する保健師による訪問保健指導の実績は375人でございました。今年度は450人程度の参加、または訪問を目標に取り組んでいるところでございます。

また、高齢者実態調査未回答の方につきましては、民生委員児童委員協議会と自治委員連合会のご協力により見守りや相談等の支援が必要かどうかについて現在把握に努めているところでございます。

なお、このたびの調査結果につきましては、各地区の自治委員、民生児童委員、老人クラブの皆様にもお知り置きいただくことで、地区内の相互の助け合いや集まり、健康運動やウォーキングなどを始める契機にもなるのではないかという思いから、ケー

ブルテレビでのお知らせを初め、各地区、各種団体の会議にも出席させていただくなどの方法により、広く啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 福祉事務所長、川口達也君。

○福祉事務所長（川口達也君） それでは、山田議員の健康寿命延伸に向けての取り組みのうち、福祉事務所関係についてお答えいたします。

先ほどの高齢者実態調査において、本市では閉じこもり傾向にある方の割合が高いという結果が出ており、こうした方々については、何よりも自宅などから外出し、外部での活動に楽しみを見つけてもらうことが大切であると考えております。そのため、今回の補正予算においては、地域コミュニティ応援事業として、老人クラブの活性化と地域におけるサロン活動の促進を図るための講師派遣や移動販売の実証、玉津プラチナ通りにおいては、社会資本整備総合交付金事業を活用し、環境整備を行う予算を計上しているところでございます。

本市の5月末における65歳以上の高齢化率は34.6%と上昇傾向にある中、従来から地域における自主的な活動母体となっている老人クラブ組織は年々減少傾向になっている状況がございます。老人クラブは高齢者が顔を合わせ、会話を楽しむために必要な組織であり、これから組織の減退防止に努めるとともに、各地域において老人クラブ等を基礎としたサロン活動への参加と活動支援が地域コミュニティ向上の観点から重要な取り組みであると思っております。同時に高齢者が楽しいまちづくりの拠点となる玉津プラチナ通りにおいては買い物等生活に便利な通りとして、機能そのものの再生と高齢者の皆さんを初めとし、健康づくりと連携した歩いてみたい通りとしての魅力向上に努めてまいりたいと思っております。

福祉事務所としましては、サロン活動等、地域における活動支援と玉津プラチナ通りをつなぎ、市全体として高齢者が日々の暮らしの中で、生きる楽しさを持つという視点において、健康寿命の延伸に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 子育て・健康推進課長、植田克己君。

○子育て・健康推進課長（植田克己君） 山田議員の所管課における対応状況についての再質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、本市では健康寿命が県内でも短い状況にあります。健康寿命を延ばすためには、先ほど土谷議員のご質問に市長がご答弁申し上げましたとおり、まずは市民の皆さん一人一人が健康に関心を持ち、楽しく健康づくりを行っていただき、長生きしていただくことが一番であります。そのため市民の健康づくりを積極的に推進するため、平成23年度に子育て・健康推進課内に健康づくり推進係を新設いたしました。当時から取り組んでおります、地域DE健康！ラジオ体操&ウォーキング事業につきましては、22のグループから始まり、ことしの5月末で64グループ、約1,200名の皆様に参加いただくまでに広がってきております。また、毎日の歩数を記録し、その歩数を競うチャレンジウォーキングには、ことしの5月末現在で513名の方に登録いただいております。年間を通じて1日当たりの平均歩数が8,000歩以上の方をウォーキングの達人、ウォーキングマイスターとして認定しており、2年間で108名のウォーキングマイスターが誕生しました。さらに市内観光地などをめぐるウォーキングイベント「豊後高田健康ウォーク」には毎回約200名以上の参加をいただくようになり、着実にウォーキングの取り組みが市内に浸透しているのではないかと思います。

このような健康づくりの取り組みに参加すると、ポイントがたまる健康マイレージ事業にも昨年から取り組んでおり、今年度は1万ポイント以上をためた方を対象に抽せんを行い、100名様に1万円相当の商品券を差し上げる予定であります。

また、筑波大学と連携し、実施しております健康運動教室も参加者の皆さんが体力年齢の若返りなど高い成果を出しており、大変好評いただいておりますので、今年度は出張型の健康運動教室を開催し、より多くの方にその効果を実感していただきたいと思っております。あわせて議員ご質問の高齢者実態調査の結果から、運動機能の予防が必要な方が全国との比較で高いという課題も出ておりますので、関係課と連携を図りながら、地域サロン等を活用した健康運動教室の取り組みも進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、まずは身近で簡単に取り組めるウォーキングやラジオ体操を今後も引き続き推進し、地域の自治委員さんや健康推進員さんなどと協力し、歩くことが全市に広がる市民運動に発展していくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） ウェルネス推進課で対応している分についてお答えいたします。

ウェルネス推進課では、健康寿命が短く、障がい期間が長くなる状態を防ぐ、いわゆる先ほどから出ております要介護状態にならないように予防できる取り組みに力を置き、推進しているところでございます。

調査結果からもありましたけれども、要介護状態になった原因疾患で注目すべきは脳卒中でありますし、そのほかにも心筋梗塞などもございますので、これらの疾患にかかりますと障がい期間が長くなり、本当にご本人や介護者の負担が大きくなることから考えますと、予防することが大変重要だと考えておりまして、本市では脳卒中や心筋梗塞などの要因となる高血圧で医療機関にかかっている方が大変多いこともありまして、また健診結果でも高血圧の方が大変多いという状況から、その疾患に着目した対策を昨年度からしているところでございます。

特に高血圧対策の中では、地域ぐるみで減塩の取り組みを推進するために、食生活改善推進協議会の方に減塩お助け隊を委嘱しまして、一緒に各地域に出向き、減塩の講習会や健診会場のみそ汁の塩分測定などをただいま行っておりまして、市民の皆様の減塩に対する認識を深めていただくというのを目指しております。この取り組みは、今年度さらに健康推進員さんのお力を借りて、各地域の健康教室に取り入れようということで計画しておりまして、積極的に推進をしていく予定でございます。

また、今年度から重症化する前に予防するというので、健診結果をもとに糖とか高血圧とかの各健康教室に積極的に市民の方をご案内したり、医療機関受診を進めるということなどにより、確実なご支援をしていく仕組みを今つくっているところでございます。

以上、ウェルネス推進課としましては、リスクの高い方にターゲットを当て、個別支援を充実させて、重症化を予防する取り組みとあわせて地域全体としましては、減塩の推進や各地域の健康課題に応じた企画をすることによって、健康教室やサロンなどに関係機関と連携して出向き、支援してまいりたいと思います。そのことによって、健康寿命の延伸を目指したいと考えております。

それから、松本市の取り組みを大変参考にさせていただきましたが、その総合的、戦略的な取り組みをホームページ等で拝見しますと、大変学ぶところが大きく健康寿命の延伸を目指して健康を核として人の健康を基礎に生活、地域、環境、経済、教育、そして文化という6つの目標の実現に向けて、さまざまな分野が連携し、総合的な取り組みをされているようです。本市におきましても、健康寿命延伸実現のために、ただいま関係課が先ほどからご答弁申し上げておりますように、連携をして取り組みを進めているところでございますが、保健福祉医療分野はもちろんのことですけれども、関係機関や市民の皆様、そしてここにおられる議員の皆様などさまざまな分野と連携をしていながら、市を挙げて戦略的に取り組んでいくことは大変重要であると考えております。この全国的に先進都市である松本市の取り組みを参考にさせていただき、関係課や関係機関と協議をしながら、総合的、一体的な健康づくりを積極的に推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 最後に総括的なことをご答弁させていただきます。

特にIT企業の誘致というのは、非常に大事なことでありまして、何とかしたいということの中で、課長からも答弁させましたように何とかしてこの地域に大学卒の人たちが就職できる場所をつくろうと思って今頑張っていますので、何とかいろんな面で検討してみたいと思います。

それから、地域交通でございますけれども、これは選挙のときも私も申し上げましたように、当初は大分県で初めてああいうような方式を出したということの中で非常に評価もいただきましたし、それなりの結果は出たと思いますけれども、これから高齢者の運転ということの中で、免許返納ということもせざるを得なくなるだろうと。そういうものの中で、今までは財政的な面で幾分かやっておりましたけれども、これからは先ほど申しましたように何とかして高齢者のそういう免許を返上した人たちが生活できるそういうようなものをどうしていくかという、それにはデマンド方式、しかしよく考えていなきゃならんのは、貸し切りタクシーをいうことになりまして。そこら辺をどうするかということはしていきたいと思っております。

それから、健康ということでありますけれども、

私は花いろをつくったときに、竹田は花水月という名前をつけました。観光の温泉ということで、ちょうど同じ年でありました。そして我々は花いろというのは、健康づくりをしようということであって、いまだこういう状態であります。そのときに子育て・健康推進課をいうものをあそこに置いてやったんですけれども、どうも今までの流れの中で、あれほどもう十数年健康という話をしながらこういう実態であります。それは一つはやはり受けの行政であったのではないかと。だから、そういうことなのではないかと思っています。だから、ウェルネス推進課もつくりましたし、保健師さんも2人余分に入れました。積極的に出ていくと、出ていってやっていこうと、そうでなければ今のようなまちでは結局は10年たっても同じことだということの中で、それと同時に今、山田議員はどうお感じになったかわかりませんが、各課がそれぞれの健康に対する考え方を、今話を、ご答弁したと思います。そういうふうに各課が連携しながらやっていくということで、これは本当に成果が上がってくれるのではないかと、私も期待しておりますし、しなければならんと思っているところでございます。

そういうことによって、やはり人口減少を省けばそういうことがあるだろうと思えますし、人口を話しますと、竹田市と私どもの市を比較してみますと、合併したときは竹田市が私どもよりも1,500人多かったわけです。今現在としてはどうもことしの4月は竹田市よりうちのほうが人口が多くて、5月は少し二、三十人少なくなっていて、そういうふうにはほとんどもう竹田市と並んだという、そういうことでございますので、やっていきたいと思っております。

そういうことで、総括的なご答弁としてさせていただきます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

12番、鴛海政幸君。

○12番（鴛海政幸君） 議席12番の鴛海でございます。一般質問をいたす前に、ご承知のように、本年の4月市長選がありましたので、当選した永松市長に心からお祝いとお喜びを申し上げたいと思います。

4月にご承知のように行われました今度の市長選挙におきましては、多数の得票を確保されまして、ご当選まことにおめでとうでございます。心からお祝いとお喜びを申し上げる次第でございます。

申すまでもございません。今回は、告示日の前日

まで無投票選挙と言われておりましたが、ご承知のように突然選挙人の審判を仰ぐ結果となったわけですが、これは見方によりますと、大変意義の深いものでもあり、大変よいことだと思っております。厳しい選挙戦ほど市民の声が反映する政治手法の培われたものと思われるわけですが、今さら申すことはございませんが、無投票の空気の中で、対立候補は選挙運動用車両も使わず4,000有余の得票数を数えたことは何をか言わん、有権者は永松市長に対する厳しい批判のあらわれであろうと、こういうふう理解をするものでございます。しかしながら、この票の出方は市長個人の問題ではないと私は思っております。我々議員といたしましても、この結果を謙虚に反省し、そして平成25年からは市民本位の市政に取り組み、市民の少数意見にも耳を傾け、そして今後の市政運営に取り組んでいただきたいと思っているところでございます。

それでは、ただいまから一般質問に入りますが、前任の一般質問の2名の方を聞いていますと、大変答弁が長過ぎる。課長さんたちは、いわゆる市の行政的なプロである。だから私の質問につきましても、高齢者、あるいはまた長寿社会の豊後高田市、これは私個人の質問ではございませんので、単語を使ったり、長々答弁をせんでいただきたい。一つの例を申しますと、昔の武将は「一筆啓上 火の用心 お仙泣かすな 馬肥やせ」と、こういう文章で、この今の言葉が百見にしかずのような答えが出てきたようでございます。しかし、私のような人もおるかもしれません。初めて市長が信頼して課長になされたそのPRということもあるわけなので、6月議会は少々長いことを言ってもこれはしょうがないというように私なりに理解をしておるわけでございます。

つまらない話はこれまでにして、まず第1の農業経営の基盤の確立についてでございます。

現在は、どこの集落を見ましても、大半の田、畑の所有者は限られた特定の人に耕作依頼され、農地は集約化が進んでおります。こういうときにまた、行政の指導もありまして、営農組合、組織、そしてまた農業法人へと逐次進歩はしておるわけですが、まだまだ未組織集落が多いのも事実であります。このような集落に限って個人営農者に後継者不足が懸念され、今後はどうなるかわからないという状況は続いているんだと思っております。

本市では、山間僻地集落の農業、そして農業経営の状況は、十二分に把握はしておると思っております。

6月19日

これが荒廃地にならないように緊急な対策を講ずるべきと思いますが、未組織の集落への具体的な対策を考えているかどうかをお示しをお願いしたいと思います。

また、既に組織がなされているところの営農組合、そしてまた農業法人等々の経営を強固なものにすべく耕作等の指導を示していただきたい。

それから、次になります。そばの関係でございます。

生産者が非常に高齢化、耕作は大変苦勞しておる現状でございます。しかし、市のイベントとして、昭和の町に来ていただいておりますところの人たちに、食味として頑張っておるそばを食べていただくことで、私はそれはそれなりよいと思っております。

そこで、そばの行事を見直していただきたい点が2点ほどございます。と申しますことは、非常にご承知かもしれませんが、そばの収益、いわゆる利益は本当に底が知れた生産でございます。その生産を高齢者がつくっておるのに、現在、ケーブルテレビで見ましたが、市長を先頭に高田の偉い方々が多数そのそばの試食会、これを行っておったわけでございますが、そういうことをしてPRをして実際的にそば生産にメリットがあるのかどうか。

また、そば祭り行事でございますが、大変な時代に皆さん方に寄っていただきたい、あるいはまたいろいろPRをしたいということでそばの大食い、あるいは暴れ食いとか、こういう一つの方法、それから2,000人分の食べ放題、いろいろと対応してきた経過があるわけでございますが、そんな予算がもしあるとするならば、私は利益の少ないそば生産者に価格の保証をしていただきたい。そして、高齢者に夢と希望を持たれるような高田のメインのそばとして、今後規模拡大をしながら対応していただきたいと、こういうふうに思っております。

次は、人口3万人の構想であります。

市長は人口3万人を目標に掲げて、定住促進の条例の制定、企業の誘致対策、婚活活動、安心して子育てのための事業等々を推進しておりますが、人口の動態の現状は、出生よりも死亡が多い。また、自然増減に加えまして、転入よりも転出が非常に多いと、こういう社会増減のように私は思っております。昭和の町におきましても通過型であります。定住を進めるに至っては、まず第一に生活の安定であり、就労整備及び社会環境の整備充実が

欠かせません。市長は目的達成の施策として、いつまでに何をどうしようとしているのかを細かくお示しをしていただきたいと思います。

3つ目は、社会保障でございます。

ご承知のように、とりわけ社会保障の生活保護の給付であります。うわさによりますと、その対象者が自家用車、常に新車同様な車を保有し、遊興に明け暮れている。それも目につかないように他市に行っているといわれておると、こういうようなことを聞いておりますが、本市ではそんなことはないと思っております。そのような事実があるのかどうかをお尋ねをいただきたいと思っております。

また、他都市では、職員と対象者がグルになって不正行為によって生活保護の給付がなされておるといことはご承知のようにメディアの示すところがあります。生活保護の制度は、困窮者にとりましては、最も重要であります。市民から見ても非常に関心事でもありますので、そこで現時点での生活保護の支給基準、それはどうなっておるかをお伺いいたします。

ただ、単に支給基準といっても多岐にわたる複雑な思いがありますが、市民にわかりやすいように内容を示していただきたいと思っております。

また、4つ目は納税制度でございます。

これは私が2期目だったと思うのですが、この件につきましては、一般質問で強く強調した経過があるわけでございますが、今の状況を、いわゆる滞納整理とか、あるいは滞納者が続出しておるんじゃないかと不安、心配をしておるわけでございますので、私からこの提案をして改正ができるものならやっていただきたい。

納税組合の組織づくりは、ご承知のように市税の納税率のアップと異なるため、一定集落の農民の相互の連帯責任を活用して、昭和30年から、あるいは40年ごろだったと思うんですが、自主的に納税をした地主に組織化が進んでまいっておったわけでございます。そのおかげで大変徴収率も向上したようでございます。以前は、滞納する処理方法といたしましては、行政組織の中におきましては、徴収課を設置し、職員を五、六名配置して、それに要する人件費もろもろの経費は莫大であつたらうと、こういうふうには思っております。これは納税組合が組合員1人残らず期限内に完納すれば奨励金を3%講ずることが市内全域に組織化が進んだようでありま

ところが永松市長になってから、この奨励金が納税額の100分の2に減額改定された上、上限を5万円と設け、さらには口座振替による納税は納税組合から除外され運用されているのが現状であろうかと思えます。申すまでもなく、現状の奨励金算式であれば、手間暇のかかる仕事の割に少額の奨励金ではメリットが少ないと、既に一部の納税組合は解散しております。今後、さらにふえるのではなからうかと非常に私なりに憂慮しております。納税の奨励金は自治会においても運営費の一助に活用しているところも多く、また納税組合によっては、組合員の相互の親睦に充て、近隣間の触れ合いに貢献をいたしております。

いずれにせよ、納税組合の活動は、組織内の連帯責任の高揚や納税者宅訪問によるところのきずなが一層強固なものになってきているところがございます。納税組合こそ一般社会で一番小規模な社会組織であり、行政での基礎組織であることを考えますと、これ以上貧弱化させてはならないと、私は思っているところがございます。

このような状況から思考すれば、納税組合に対する奨励金の算出は従前の納税額に対し100分の3とし、5万円の上限を廃すべきであるとともに、口座振替納税分も納税内納税であり、当然当該納税組合に対し、奨励金の交付に改められることを私は求めるものでございます。

それから、空き家店舗じゃなくて空き家住宅の関係でございますが、これはこの条文によりまして4月1日からの運用ということで、まだ担当課がどこに定められているのかよくわかりませんが、この内容について、私書類を見させていただいたわけですが、非常に私なりに判断をしてみると若干、基本的には解消ができないような状況の文章編がたしか16か17項目あったわけですが、その中で私は特に強調したいのは、14条なんです、勧告に従わないときは必要な処置を講ずるよう命ずることができる、こう書いてあるわけなんです、私は今非常に厳しい社会情勢、いわゆるプライバシーの侵害等々で非常に問題化させる場合があるわけなんです、この勧告に従わないときは必要な処置をとると、こういうふう文章編に書いておりましたが、その処置方法とはいかなるものか。

それから10条の委員には、議員が1人もおられない。審査委員ですか、1人もおられない。これは市民の代表の議員が1人もその委員の中におられないというこ

とはどうも理解ができない。

そしてまた、その文章編の中に消防団長という一つの項目がぴしゃっと出てきておるわけですが、私は名声のある消防団長は学識経験者に値するというようなことで学識経験者サイドでもって対応すべきではないだろうかと、こういうように考えておるわけでございます。

それから10条の5に対しましては、市長が必要と認める者については、その委員に選任すると、こう書いてあるんですが、必要と認める委員とは何を指しているのか。それで、初めてできて平成25年4月1日からそれを施行するとうたっておるわけで、まだまだ日が浅い。そういう対応してきた経過もないと思うのですが、いわゆる第一歩が一番肝心であろうと、こういうようなことで、この10条に対する委員の構成そのものに対しては、やはり予算構成もせねばならないような時期に入ると思うわけなんです、議会からやはり一、二名を出すのが当然な一つの委員制度の対応ではなからうかと、こういうように思っております。

内容については、若干再質問のときに市長なり、担当課長にもお聞きをしたいというふうに思っておりますので、1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私のほうから人口3万人構想についてのご質問にお答えいたします。

これについては、10年間で3万人にしようという、そういう目的のもとにやろうということでございます。

本市の人口動態を見ますと、議員ご指摘のように1年間で400人の方が亡くなり、150人の方が生まれるという、合計でも250人が少なくなるということになります。そういうような中で、これをどうするか。30年後には1万人台になっていくということの中で手をこまねくかということが一つあります。しかしながら、ここ数年の転入と転出の社会動態であれば、転入が着実に増加し、転出の数が減少しているという。うれしいことに平成23年度は転入数が転出数よりも55名多かったんです。そして平成24年は11名転入が転出より少なかったと。そういうことはやはり企業誘致やこういうようなものを行っているという効果であろうと思っております。

先ほども申しましたように、竹田と私どもの差がなくなっているという。そういうことの中では、やはり私ども大分北部中核工業団地を中心にした企業

誘致、それによって2,000人の雇用が生まれていると。この半数以上が市外の通勤者であるということの中で、その中に結婚適齢期を迎える方がたくさんおられるということでもあります。だから、この時期に結婚して、ここに住んでもらわなければ、もう永久にこの人たちは豊後高田に住んでもらえないわけがあります。そういう面では、何とかしてこの10年間で近郊から来ている人たちを高田に住ませるかということでもあります。これは勝負の年だと思っています。

それと市民の中の20歳から40歳までの間に、2,200人の独身者が、まだ結婚しておられない人がおられる。何とかして、こういう人たちを結婚させなければならぬ。そうしますと、ここら辺の中で随分の高田での人口ができる可能性があるという。それを議員の皆さん方もぜひ積極的に推進してもらいたいと、そう思う次第でございます。

それから、平成24年度に空き家バンクなどで本市の定住施策を活用して、移住された方が43世帯、107人いらっしゃるわけです。これは大きいと思います。生まれるのが150人ですから。ことしはありがたいことに住みたい田舎ベストランキング1位に選ばれた。昨年と同じくらいか、それ以上に来ることを期待しているわけでもあります。

そういう面でどうしてもいろんな面でこの空き家が今不自由しています。議員の皆さん方もぜひこの空き家の情報をいただきたい。そうしなければ高田がだめになってしまう。そういうことでもあります。

それからまた新築の人々の出身地を見ましても、最近少しずつ市内よりも市外の人たちの割合がふえているという。やはりこれはどういうことかという、高田で教育をしたいとか、高田で子育てをしたいとか、そういう人たちがやっぱり来ているわけです。そこをやはりちゃんと見ていただきたいと思えます。そういうことの中でしていくと、ふえる要素もなきにしもあらずと。それと同時に健康なまちづくりというのは、我々は佐々木県議ではありませんけれども、10年長生きすれば何ということはないと、10年というのは難しいことでしょうけれども。だけど、私は二、三年の長生きをするというのは、そんなに難しいことではない。だからみんなで歩きましょうという、先ほどの山田議員にもお答えしましたけれども、そういうことだと思えます。だから、年をとった人は長生きをしようという、そういう気持ちを持って健康に力を入れていただければいいわ

けであります。そういうことでしていけば、いわゆるふやすものと、我々年寄りが長生きすることによって、減るのが少なくなる。両輪でいけば、夢も夢に終わらないと、そう思っています。やはり人間というもの、そしてまた市もそうですけれども、夢を持って夢をつき進むと。これが行政であるし、その一端は議員の皆さん方にもぜひ担いでいただきたいと、そう思うわけでございます。

その他の答弁については、担当課長に答弁させます。

以上です。

○議長（河野正春君） 地域活力創造課長、藤重深雪君。

○地域活力創造課長（藤重深雪君） 議員ご質問の人口3万人構想の具体的な事業展開についてお答えいたします。

先ほど土谷信也議員のご質問に市長からご答弁申し上げました分譲団地や公営住宅の整備事業のほか、本定例会に新規事業といたしまして、子育て世代が本市への引っ越しにかかる費用を補助する子育て世代引っ越し応援金やストック住宅の質の改善と流動化を目的に家賃の減額を要件に改修費を補助する豊後高田生活応援住宅流動化促進モデル事業、当該事業を活用した賃貸住宅に入居する新婚世帯の家賃補助、これに加え、空き家を活用した市営住宅、虹いろ住宅四番館の設置にかかる費用を予算計上させていただいております。

また、これまでに引き続き、婚活事業や新婚生活応援金、住宅建設への支援としてウェルカム新築応援事業やすてきな親子支えあい住宅建設奨励事業、空き家リフォーム事業やお帰りのなさい住宅改修事業、移住者支援として、半住半旅田舎暮らし体験事業に取り組んでまいります。

加えて、平成18年度から実施いたしております空き家バンク事業の中で、空き家だけでなく、宅地につきましてもご登録いただき、ご紹介していきたいと考えております。

そして、高い評価をいただいております、教育、子育て、さらには健康なまちづくりとあわせ、充実した定住施策を県内外に広く情報発信するために、緊急雇用創出事業を活用した定住情報発信事業に取り組み、テレビやフェイスブックなどを活用して、広く豊後高田市の魅力を発信してまいります。

また、市内はもとより、県北地域の事業所などにもお伺いして、市の施策をPRするとともに、東京

などで開催される移住フェアなどに参加して、攻めの情報発信を行うなど、他市に類を見ない、きめ細やかな定住施策を実施することにより、人口3万人の実現に向けた土台づくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（河野正春君） 農林振興課長、大力雅昭君。

○農林振興課長（大力雅昭君） 篤海議員の農業経営の基盤の確立についてのご質問にお答えします。

最初に高齢化に伴う農業組織拡充のための未組織の指導についてでございますが、本市には、現在29の集落営農組織があり、うち11組織が法人化をしています。それぞれの組織規模は3ヘクタールから37ヘクタールと大小さまざまであり、設立時期は早い組織が平成8年に設立し、直近が平成23年設立となっております。

組織の設立や設立後の運営に当たっては、これまでも県、農協等と一体となり推進支援してまいりました。しかし、議員ご指摘のとおり、農業、農村の高齢化が進み、組織の存続や農地の維持管理が困難になりつつある組織もございます。

また、組織化がされていない地区におきましては、高齢化や後継者不足により、農地の荒廃化が懸念されております。

そこで本市では、昨年度より国の新規施策であります人・農地プランの作成を重点課題として位置づけ、草地地区の畑、古城、本村、長添集落をモデル集落として推進してまいりました。この人・農地プランは集落の将来像を描くものであり、地域における話し合いによって、地域の抱えている人と農地の問題を解決させるものであります。プランが作成された場合には、青年就農給付金や農地集積協力金等支援措置が受けられますので、本年度につきましては、この人・農地プランの作成に全力を注ぎ、集落での話し合いによる営農組織の育成強化を図りたいと考えています。

次に、そばの拡充強化対策についてお答えいたします。

平成15年の取り組み開始から、丸10年がたち、現在では春、秋合わせまして、210ヘクタールを超える九州でも指折りの産地となりました。

並行してそば屋の設置に向けた支援も行い、現在では13店の認定店が営業するそばどころとなり、観光面におきましても欠かすことのできない特産品に成長しました。この成果の礎は、設立時のスローガンとして、組合員みずからが生産のみでなく、加工

し、販売するといったいわゆる6次産業化の取り組みを行ったことにあると思います。取り組み当初より、そばの産地化につきましては市もさまざまな支援を行ってまいりました。栽培面におきましては、そば専用の乾燥調製施設の建設を初め、専用コンバインやアップカットロータリー等排水対策の機械整備、さらには台風被害や梅雨の長雨等による減収時の対応策として畑作のみではありますが、豊後高田版のとも補償事業を平成23年度より導入しました。本事業により、減収時の補償がなかった畑地での作付が増加し、現在では作付面積の約30%が畑作となっております。

加工販売面におきましても、先ほどご指摘が出ましたそば祭りを初めとして、市内外の各種イベントに積極的に参加しまして、豊後高田そばを広くPRするとともに、そばの消費拡大に努めています。特に販売につきましては、戸別所得補償制度の本格実施に伴い、そばの作付は増加しましたが、全国的に価格が大暴落している現状です。

2月19日の農業新聞によりますと、作付面積が全国第2位の山形県産そばの取引価格は、2012年度産で1俵当たり1,000円を割り込むなど戸別所得補償制度が始まる前の水準の10分の1にも満たない状況となっております。幸い豊後高田そばにつきましては、日本一の面積を誇る春そばとのセット販売等によりまして、昨年度は1俵当たり平均1万2,000円台で取引されております。

今後も常に進化する産地をキーワードにPR活動や新規加工品等の開発を積極的に行い、生産者の所得向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 福祉事務所長、川口達也君。

○福祉事務所長（川口達也君） それでは社会保障生活保護制度についてお答えいたします。

生活保護の認定基準につきましては、世帯全員の資産、そして能力とあらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用するということが前提となっております。

これについては、預貯金、年金、手当等の収入と、厚生労働大臣の定める基準で計算されます最低生活費と比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護が適用されるようになっております。ただ、この際、扶養義務のある方が認められる場合につきましては、扶養義務者からの援助が生活保護より優先されることになっております。

6月19日

申請された方に対しましては、保護の決定のために生活の状況を把握するための訪問調査、それから先ほど申しました預貯金、保険、不動産の資産調査等を行い、その結果、最低生活費と収入と比較して不足が生じた場合に福祉事務所において決定をいたします。

また、昨今生活保護費の不正受給等々が言われておりますけれども、生活保護の受給中におきましては、収入の状況を毎月申告していただくとともに、生活の実態を把握するため定期的な訪問調査を行っております。また、そういう中で、議員ご指摘のようなことが認められる場合につきましては、生活保護法第27条に基づきます指示・指導を行うことをするなど不正受給の防止に努めております。

生活保護費につきましては、最低限の生活を保障する中で、就労支援等により自立を助長することを目的とした制度でございまして、最後のセーフティネットでもあります。そのため、今後とも適正な支給が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（河野正春君）** 市参事兼税務課長、甲斐智光君。

**○市参事兼税務課長（甲斐智光君）** 私のほうから納税組合制度についてお答えいたします。

現在、本市では納税の手段といたしましては、金融機関、それから市役所窓口での納付、口座振替及び地域における納税組合での納付を行っているところでございます。

納税組合につきましては、地域の方々の納税意欲の向上、納期内での納付の推進など、私ども税務行政の協力団体として組合長さんを初め、納税者の皆様方には多大なご尽力、ご協力をいただきまして感謝しているところでございます。

しかしながら、納税組合を取り巻く状況を見ますと、税額が他人に知られるといったことや、税を徴収していただく方の守秘義務など個人情報の保護の問題が指摘されており、全国的にも廃止の傾向に進んでいる状況でございます。

県下を見ても14市中10市が廃止をしている状況でございます。

そういった取り巻く環境ではございますが、本市におきましては、今のところ個人情報等の問題もなく、納税組合の皆様方の並々ならぬご努力、ご協力のおかげをもちまして、徴収も非常にうまくいっ

ている状況でございます。

これからもご協力していただける納税組合におかれましては、今までどおりご協力を賜りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（河野正春君）** 総務課長、佐藤之則君。

**○総務課長（佐藤之則君）** 危険家屋対策についてお答えいたします。

ご質問の空き家等適正管理審査会につきましては、学識経験者といたしまして、司法書士及び建築士、関係行政機関の職員として大分県の中津土木事務所の職員、消防団長、市職員として各関係課長を予定しておるところでございますけれども、委員さんにつきましては、その家屋が危険かどうかを判定していただくために設置するものでございまして、直接関係のある皆さんを考えているところでございます。

市長が特に認める者という方につきましては、その事例に対しまして、必要な方を考えてまいりたいと思っているところでございます。

それからこの危険家屋の対応についてでございますけれども、危険であると判断された空き家につきましては、所有者と対応していくということになりますけれども、その中でまず先ほど議員おっしゃったように12条で指導ということになります。それから13条で勧告、14条で命令、16条で最終的に氏名等の公表ということになるようになっております。

現在、私どもの事務の関係でございますけれども、相談や情報提供のありました建物について、現地調査、それから所有者等の追跡調査を行っているところでございますけれども、空き家といえども個人の財産でございますので、所有者による適正な管理を基本として、危険な空き家対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（河野正春君）** 12番、駕海政幸君。

**○12番（駕海政幸君）** 担当課長の答弁、いい答弁を聞いて理解ができましたが、市長の答弁に、市長は何か私が言ったことに反目をするような文言を出して言うたような気がするわけなんです、私はこの人口3万人を市長が軸になって一生懸命それを達成しようとしておる。だから、どうすることが一番いいのかということで、この質問をしたわけなんです、非常に市長からる説明があったように、できたのと死んだの、いわゆる転入、転出等々の関係

で非常に最近転入が多いというような説明があったわけなんです、これは非常に価値がある。特に地域活力創造課の藤重課長ですね、この人たちの苦労というか、行為というか、取り組みは非常に評価するものがある。

というのは、私に転入をしてこようというAという人から電話があった。何か5人家族らしいのですが、非常に親類の人はすぐ上南のそばの、あそこに親類があつて、温泉も近いからそこにいかんかと。高田はちょっと遠いので、余りよくはないぞというようなアドバイスを受けたわけなんです、その人いわくには、非常に高田市の担当課長と職員の方の説明、それから内容のいろんなこと等でどうしても高田に行きたいのですが、篤海さん、あなたもひとつ協力していただませんか、こういうふうな非常に私は評価するような話を聞いたわけなので、私はただ地域活力創造課長じゃなくして、こういうような取り組みを全課長がやはり取り組んでもらいたい。そうすることによって、市長は上から、上でそれはいいんですよ。あえていろいろ模索検討せんでも、活力創造課の藤重課長からやっぱり皆さん方にお願ひし、いわゆる市長、副市長等々がやっぱりよい。一生懸命市民のために3万人構想を1人でも多く対応していこうじゃないかというような組織形態をしたいがために私は質問したわけなので、市長があんたが悪いからこうなってくるというような気持ちは毛頭もございません。高田市を思うから、私は努力しながら質問しておるわけなので、理解していただきたいと同時に、経過措置から見ますと、宇佐と高田、高田の人が宇佐に行く状況は若干あるような気がするわけです。いろいろ私なり調べたところは市税とか、あるいは資産税とかいろいろな問題、あるいは保育園とか宇佐よりも高田のほうがはるかに高いと言われている。現実、私は調べておりませんが、そういう声があるから、これは近隣のそういう内容的な税金の問題、いろいろな問題をやはり勘案しながら、高田だけの一つ方式で定住する一つの基本が一番大事だと思いますので、その辺ひとつぜひお願ひをいたしたいと思います。

それから、今ちょっと書いたのですが、農振課長、私はそばの行事をやめろという意味じゃない。そばの生産者そのものが苦労しておるし、そしてまた、そば祭り等はスパランド真玉だけじゃなくして、市長が提唱しておるところの地域活性化、いわゆる宮町、あるいは玉津の商店街、こういうところを半分

に縮小して、そこでもって、そば祭りをしたらどうだろうか。こういうような思いがするわけなので、もし、それができないというならば、五月祭を兼ねて私はやっぱり大々的でもいい、するべきであろう。今、課長から言われた平成何年ですか、1俵がたった1,000円かな、去年は努力して1俵が1万2,000円とかいう方法で販売ができたという話を聞いて、これはいいなと思ったのですが、市長、そういうようなことで、特に私は苦言になるかもしれませんが、そばの再生なんです、今、前の図書館、その跡にそば道場を2,500万円ですべて改造してそば道場をつくっていると、こういう説明を聞いたわけなんです、経過措置の中で隣に響がある。響のいわゆる年間の来客と、いわゆる売上高、これを試算してみたのかどうか。非常に高齢社会と昭和の町にきた人たちが歩んでずっと回って、あそこまで来てから、ある程度の高齢者はあの階段を上がっていけない。だから、そういう、いわゆるそば施設を私はあえてあそこにするよりも、先ほど申しましたように、商工会議所の中央なら中央、その横でもいい、商店街と協議をしながら、イベント方式にして、肉屋さんなり魚屋さん、あるいは小物店を十何店入れて、そこでそば道場をすることのほうが有効価値があつて、PRがなお一層向上していくんじゃないかと、こういうような気がするわけなので、しろと言うんじゃないありません。見直しをするやつは、見直しをしていただきたいと思うわけです。

それから、生活保護の問題、これは特にきょうのニュースで安倍総理が特にこの問題を強調してきております。大きないわゆる不正が多いということで、全国でもこの問題をひとつ十二分に改めてひとつ対応していかねばならないと。きょうの6時半ごろでしたか、安倍総理が盛んに強調してきている。そのとおり私もこの民生委員の一つの構成、これは実際的に、民生委員のいわゆる権限、総体的に地域の民生委員さんが92名か93名あると聞いておるわけなんです、その中で構成的には理事を選任して、理事会でもって対応していつておると思うんですが、この選定基準、これは話を聞いてみると、所長サイドでもって決定して対応していくと、こういうふうには私は話を聞いておるわけなんです、これは所長、大変なことなんです。そんな方式、規定があるとするならば、市長に進言して解約して、やはりトップの副市長までぐらいには、決裁を仰いでその認定をする。あるいはまた、民生委員の中の理事会にお

いてある程度決定するような方向づけをしていかないと、所長サイドでもって、その交付を決定するところについては、今後大きな難題を課せられる。責任問題にもなるというような気がするわけなので、これは上司に意見を進言して、やはりあなたの責任回避じゃなくして、やはりこういう不正事件が多い、あるいはまた交付されない、生活ができる人に交付されている人もあるかもわからない。交付を受けたいけれども、対面的に子供のため、あるいは親類のため、人から爪はじきをされるような行為はしたくないということで、遠慮して一生懸命最低の生活をしている人もあると思うんですよ。だから、私は所長サイドじゃなくして、最終的には副市長サイドでもって決裁して、副市長が市長に進言していくというような、こういう問題に対応していかないと、所長、あなたも大変な責任を持たないとならないと、こういうふうに思っておるので、一応上司に進言して対応していただきたいと、こういうふうに思っております。

それから納税の関係ですが、これは合併協議会におきまして、1市2町でもって、いわゆるぼこ調整をしながら対応してきた経過があるわけなんです。十二分な調整ができない、これについては、合併後に対する運用において、見直しをしながら対応をするというふうなことだったと思うのですが、私が聞きたいのは100分の3の経費を納税組合にやり、そして有効利用してもらおう。そして今の職員体制、今恐らく5名か6名ぐらいじゃないかと思うんですが、その経費ですね、先ほども申しましたように徴収手当であるとか、給料とか換算して、1年間どれだけあるのか。あるいはまた100分の3納税組合に還元した場合の差額、これはどうであるか。特に納税組合そのものは、今から市長が心配しているように高齢化じゃなくして、私は長寿社会というような気持ちを持っておるんです。それと徴収するのに、近隣のいわゆるきずなもあるけれども、今現在では隣のひとと1週間も10日も会っていない、お元気であろうかというような場合があるわけなので、こういう人たちの健康状態も把握できると思うわけなので、この制度を活用すること自体が私の提案した100分の3にして、対応した支出がどうであるかということと、市長やっぱり十二分に考えないと、あなたの人事権があるから、徴収課に配属した職員は私ほかわいそうと思うんじや。夜も寝らんと徴収していかねばならない。課長から叱咤激励をされる。私はケース・

バイ・ケースの中で、税金というものは国民の三大義務であると。だから私はあえて強調はしませんが、……とか借入金等々ではなくして、恐らくこれは到底無理と思うんですが、市長に決裁権限を持ってどうしてもできない、徴収ができない、親も死んで子どもおらない、財産もない、税金だけは親類の人が若干は支払いはしましようというときに、勉強してくれんかというような事態が発生する可能性があると思うんですが、これは私は無理かなわぬことと思うのですが、いわゆる市長に決裁権限、これを持たして、一つの例が500万円あって、100万円ひとつ勉強していただけんだろうか、そうすれば親類のじょうで納税義務をはたして返済しますとかというようなことは、今後高齢化社会、長寿社会については出てくる可能性が強いと私は思うんです。だから、償却資産にせんで、どれだけのやはり徴収して市長が絶えず強調しておるように、高田の税金は約20億円、そして1年間の消費の事業は百三、四十億円ということで、非常に苦勞しながら、大石議員からやかましく言われるけれども苦勞しながら対応してきておる経過があるわけなので、そこら辺、税務課長、そこら辺でどちらがいいのか、副市長なりに相談しながら対応して、そういうことはもうもとに戻されないということになればそれでいいです。入ったのはそれでいいと思うんですが、できうれば、いわゆる市長もきょういろいろ説明したように、市民サイドの中でやっぱり対応していくということ。

それからもう1点は、これは余分な話ですが、市長これは私は河野教育長に対して一生懸命教育の指導をしているのに、ここに記載しているのが、昭和の町の……、イベントの中で、子供が何かお膳を持ってひっくり返すわな、テレビに出たんですが、こういうことを河野教育長は一生懸命、子は親の後ろを見て育つという言葉がある、一生懸命教育して、豊後高田市は教育のまちである、教育もいい、子供も生徒もいいということで評価されているのに、こういうお膳をひっくり返してばんばんすることになると、子供がまねをすることになる。こういうことはもう避けて、誰がこんなことを決めたのか知りませんが、こういうことはひとつ避けてもらいたい。教育長に対して申しわけないと思うんじや私は。これは6月の市報ですよ。だから、やっぱりイベント、それからPRはそりゃいいかもしれんけれども、お膳を前にそろっと出ているのに、親が何かぐずぐず言ったからちば一んとひっくり返す……。そういう

ようなことで、ひとつこういうイベントはできればやめてもらいたいと思うんじゃない。教育長あんたからも言いなさいよ。一生懸命あんた、大石議員からやかましく言われて、一生懸命教育のまちの子供の育成指導に頑張っておるのに、これはひとつ十二分に考えていただきたいと。副市長よくあんた把握しておいておくれ。いろいろ申し上げたことは多々あるわけですが、時間も非常に経過もしたし、私の……質問については、会場を見ると大分飽きってきたようでございますので、続けて申しませんが、一つ言いたいのは、我々議員が一般質問をするのは、自分の考えではなくして、各地域の市民の方々からこういう問題を質問してくださいよと。特にテレビ放映をされるから、それを聞きたいと、こういうようなことでございますので、もう70、80になる人は今のプロである課長さんたちの言葉にはわからないところがある、単語なんか使うと。だからせきららにお年寄りの方がわかるような、いわゆるせきららな気持ちでやっぱり答弁をしてもらわないと、昔のように放映がなくして、議員と執行部のやりとりならそれでいいです。いいけれども、最近是一般市民に公表するような議会内容でございますので、十二分にその辺を考慮しながら今後とも対応していただきたい。市長、大変長々いろいろ申しましたが、ひとつどうも私が理解できなかったのは、何か私の質問に挑戦状を出したような言葉だったから、私は苦言的に申したわけでございます。これで、議長、再質問を終わります。

○議長（河野正春君） 答弁は。

○12番（鴛海政幸君） 要らない。

○議長（河野正春君） しばらく休憩いたします。

午後の会議は1時30分に再開いたします。

午後0時31分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（河野正春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、明石光子君。

○9番（明石光子君） 9番、明石光子でございます。

通告に基づき、一般質問を行います。

初めに市長の政治姿勢について大きく2点お伺いをいたします。

6月12日、本年第2回定例会の冒頭、市長より今後の市政について6項目の方針が提案されました。

とりわけ人口3万人構想の実現を柱に、各種事業への取り組みが示されておりますが、いずれの振興策も住民生活の安定と向上を図る上で重要な施策であり、将来に夢の持てる力強い市政方針だと思っております。夢の実現に向け、執行部と議会が一丸となって、さらなる市政発展に努力すべきことを確認し、質問に入ります。

一つ目は、男女共同参画社会の実現について市長の見解をお伺いします。

申し上げるまでもなく、男女共同参画は、単に女性が男性と平等の権利を勝ち取るだけでなくお互いの個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すものであります。ちなみに我が国で婦人参政権が認められ、初の女性代議士が誕生したのは1946年、昭和21年のことです。以来、67年が過ぎ、日本史に残る男尊女卑の風習から男女共同参画型社会へと女性を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。本市においても2010年3月に第1次ぶんごたかだ愛・あいプランを策定し、本年3月には、豊後高田市男女共同参画推進条例も制定をされました。しかしながら、実社会での男女平等はまだハードルが高く、本市においても計画に基づく運動や実践が市民に浸透していないように感じるところですが、6月23日からは男女共同参画週間も始まります。この機会に改めて市としての意識啓発と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

次に、具体的に何点かお聞きしたいと思います。

まず一つ目は、男女共同参画と子育ての問題です。少子化が進む要因の一つに母親が家事・育児・仕事まで担っている場合が多いことが指摘されています。そのため、最近では男性も仕事と育児の両立が必要との観点から「イクメン」という言葉で男性の子育て参画が推進されつつあります。6月7日には大分県でも目指せイクメン男性の子育て参画推進研修会が県庁で開催されたとの報道もありました。このように家庭と仕事の両立、ワークライフバランスをどうつくるかも幅広い検討が必要と思われませんが、この点については、どのようにお考えでしょうか。

二つ目は、社会問題となっている配偶者等による暴力行為、ドメスティック・バイオレンス、略してDVの被害対策などについては、どのような対応をされているのでしょうか。昨年の発生状況がわかれば教えていただきたいと思っております。

三つ目は、男女の雇用機会均等についてですが、先般、商工会の方から「高田は女性の職場が少ない

との声があるし、実際に自分もそう思っている。ぜひ議会からも働きかけをしてほしい」との要請がありました。この点はどのように捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

最後に、まずは市の要である市役所内部から男女共同参画に対する意識啓発や実践が必要と考えますが、職員に対する人権学習や啓発活動の取り組みについてお尋ねをします。

それから各種審議会における女性の割合等についてお聞きをいたします。

今日は、資料が提出されておりますが、女性登用にはばらつきもありますし、委員数も少ないと感じております。今後もより多くの女性の意見を主要な政策に反映できるよう、女性委員の拡充をお願いしたいと思っております。

また、女性職員の管理職登用につきましては、積極的な推進が図られており、市民の関心と期待も高まっております。これからも優秀な人材の育成と輩出に努めていただきたいと思います。

次は、豊後高田市健康増進計画についての質問です。

この件につきましては、午前中の質問とダブる点もあろうかと思いますが、私なりに重要な課題について簡潔に質問してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本市では、これまで国が定める健康増進法に基づき、生活習慣病予防に視点を置いた第1次健康増進計画を策定し、市民の健康づくりを推進してきました。これまでの成果と国の改定により、本年度策定する第2次計画に対する市長の見解をお聞かせください。

次に、計画改定の趣旨として、5つの基本的な方向が示されておりますが、本市の目指す健康増進計画の重点目標の具体的な内容についてお伺いします。

次は、健康立市宣言についての質問です。

市長は今期の市政方針にも健康なまちづくりの推進を掲げ、市民の健康を守るための事業を推進すると宣言されています。少子高齢化が急速に進む本市にあって、何よりも最優先すべきは乳幼児から高齢期まで全てのライフステージに応じた健康増進を図ることが大事だと思っております。人口3万人構想といえども、基本は市民が健康で長生きをし、自助・共助・公助による明るく健康なまちづくりを進めることがひいては人口増にもつながると思っております。

そこで全ての市民を対象とする健康へのスローガンとなる健康立市宣言を提案したいと思っておりますが、見解をお聞かせください。

次は、健康づくり運動を推進するための条例制定についての質問です。

これまでも健康に関する取り組みは、子育て・健康推進課を中心にさまざまな事業を実施しておりますが、昨年よりウェルネス推進室を新たに設置し、さらに本年度からはウェルネス推進課として女性課長も誕生し、専門スタッフによる健康への取り組みが本格化したことは市民の期待にかするものと大変喜ばしく思っているところでございます。とはいえ、もともと自分の健康は自分で守るのが大事であって、ふだんからの生活習慣が重要だと考えておりますが、先ほども述べました自助・共助・公助の観点からそれぞれの責務を条例により明文化することもこれから大事になってくると思われまふ。見解をお聞かせください。

最後は風疹の予防接種の公費助成についての質問です。

ことしに入ってから、都市部を中心に風疹の流行が全国に拡大しています。患者数は4月時点で昨年の30倍に急増しているとの報道もありました。大分県内でも患者数が23名ときのうの報道がありました。特に免疫のない妊娠初期の女性が風疹にかかると胎児に障がいのおそれがあるとして風疹の流行を妊婦さんは最大の脅威と感じています。国立感染症研究所によると、風疹患者を年代別で見ると、男性では20代から40代、女性では20代に多く発生しており、この世代は男女とも予防接種の接種率が低い年代か、もしくは接種を受ける機会がなかった男性と分析しています。過去における国の予防接種法の不備も指摘されておりますが、現実に風疹が流行している今、社会全体で子供の命を守るためには予防ワクチン接種が必要と痛感しています。ただ、接種は保険適用がされないため、実費負担となっております。そのため、県内でも接種費用の一部を助成する自治体もあると聞いております。本市でも風疹予防対策として、ワクチン接種に助成をしていただきたいと思います。見解をお聞かせください。

以上で、初めの質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私からは政治姿勢についてのうちのまず、男女共同参画社会に向けた取り組みについての基本姿勢についてお答えをい

たします。

急速な少子高齢化の進行、そしてまた社会経済状況の激変や家族形成の多様化など、人々の価値観や生活環境を大きく変化している現在におきまして、男女がお互いの人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現というものは本市におきましても重要な課題であると認識をいたしております。

そのために、本市におきましては、本年3月に条例を制定し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進しながら、その社会の実現を図っていくこととしたところでございます。その中で、私は共働きができる社会の実現が一番重要ではないかと、そういうふうに考えておきまして、そういう面では第2子以降、3歳までの保育料を無料、また保育園も保育園の延長とか休日の保育制度とか、他市にない制度をつくって何とかして安心して子育てができるようなことを考えているところでございます。それと同時にまた、一つは子育ての支援の中心でありますNPO法人アンジュ・ママンをつくりまして、子育て豊後高田と言えるようになっておるところでございます。

このNPO法人のアンジュ・ママン、ケーブルテレビで皆さん見ると思いますが、このアンジュ・ママンの人たちがアナウンサーをしているところでございます。家庭と仕事を両立して、そしてまた子育てもできるという、そういう見本になっていただければということの中で、ワークライフバランスの実現ということでやっていたところでございます。

そして、また市の職員の管理職登用につきましては、市全体に占める女性の割合というものは少ないのでありますけれども、私どもとしては登用ができているほうではないかと思っておりますし、最近では女性の方々もいわゆるやる気十分にやっていたという事の中で、そういうことでこれからも女性の方の登用というものをしなければならぬ時期になっていると思っております。今後とも個々の能力を判断しながら、やっていきたいと思っております。

それから、本年度は平成21年3月に策定いたしました豊後高田市男女共同参画計画が5年目を迎えることで、計画の見直しを行うことといたしております。今後はこの計画のもとに、男女共同参画社会を目指した意識づくりに取り組むとともに、男女の人

権尊重と男女がともに参加しやすいような、そういう環境づくりの実現を目指して、各種施策を推進してまいりたいと思っております。

次に、健康増進計画についてお答えをいたします。

第1次健康増進計画は、市民の方のご意見をお聞きしたことを基本に計画を立て、主に健康診査の受診をお勧めしたり、市民一人一人が健康な生活習慣を身につけられるよう各種健康教室や健康相談など行政でできることに力を入れて取り組んでまいりました。

あわせて、全市を挙げた取り組みになるよう、健康推進員を設置し、活動支援をいただいていたところでございます。今回の第2次計画で国は平成25年度から10年間で計画期間とする第2次国民健康づくり運動としての健康日本21に基づきまして、五つの基本的な方向を示しておりますが、本市においては、健康寿命の延伸を目指して、予防できる疾患である生活習慣病予防対策を柱に三つの重点目標を掲げ、計画策定を進めております。目標の一つは健康への関心を持って行動する人がふえること。二つ目は要介護者をふやさないこと。そして三つ目は健康づくりの環境や体制を整えると、そういうことでございます。これらの目標達成に向けて関係課が連絡を図りながら、年次計画に基づいて着実に成果を上げ、市民の皆さん方が健康で長生きするまちを目指したいと、そういうふうに考えております。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

**○議長（河野正春君）** 人権・同和対策課長、後藤史明君。

**○人権・同和対策課長（後藤史明君）** 男女共同参画社会に向けた取り組みについてお答えいたします。

毎年6月23日から29日は、男女共同参画週間としてさまざまな取り組みが行われており、本市におきましても、この間街頭啓発や講演会等を開催し、意識の向上に努めているところでございます。

また、その期間ということだけでなく、年間を通しての研修や啓発活動を行うことが重要でありますので、PTAを初め各種団体への研修会開催を呼びかけてまいりたいと思っております。

続きまして、家庭内暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスについてでございます。

本市における平成24年度の相談件数は2件となっております。この問題は配偶者や恋人など、親しい関係の中で起こることから、外部から発見することが

困難であるといったことや、身体的暴力だけでなく、言葉の暴力なども含まれるといったことの理解がまだまだ浸透していないことなどの課題がございます。

また、ケースによっては被害者の命にもかかわる重大な事態になることも予想されますので、市といたしましては、まずは相談しやすい体制づくりに努めるとともに、関係機関と連携を図りながら対処してまいりたいと考えております。

次に、雇用における男女の均等な機会の確保についての課題でございます。

これは、本市の男女共同参画計画の重点目標の一つでもありますので、関係機関と連携を図りながら啓発等に努めてまいりたいと考えています。

続きまして、各種審議会等への女性の登用についてでございます。

平成25年5月1日現在における本市の女性委員の割合は、19.4%となっております。本市の計画では、現在のところ、具体的数値目標は定めておりませんが、政策の立案や決定過程への女性の参画を積極的に推進していくことは大変重要でありますので、今後も登用率を上げるための取り組みを進めてまいりたいと考えています。

最後に、市役所での取り組みについてでございます。

本市では、各課に1名の人権担当者を配置して、職場内研修会を実施しているところでございます。本年度は5月に開催しました担当者会議において、男女共同参画推進条例についての説明を行うとともに、男女共同参画計画の概要版を配付して、意識の向上に努めているところでございます。

今後におきましても、市としての責務を果たすため、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（河野正春君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） 私のほうから、まず健康増進計画の具体的な内容についてお答えします。

第1に、健康に関心を持ち、行動する人がふえるという目標を掲げておりますが、これは具体的には市が実施しております健診を受けていただくために、これまで健診を受けたことのない方々に個別にアプローチをする計画をするものでございます。

また、健康推進員さんや減塩お助け隊員などの組

織の方々と行政と一緒に減塩普及や運動推進などの事業を展開し、地域で健康づくりに関心を持っていただき、実践をしてくださる方がふえることを目指しております。

第2の要介護者をふやさないという目標についてでございますが、先ほども申しましたが、脳血管疾患や心疾患の発症を防ぐために健診で血圧や血糖の値が高い方々に対し、健康教室や健康相談で継続的に支援をしたり、また治療の必要な方をそのまま放置せず、早目に医療につながり適切に管理をしてくださるよう、医師会と連携をしまして、確実なフォローをしていく計画を立てているところでございます。

三つ目の健康づくりの環境や体制を整えるという目標につきましては、健康づくり推進協議会を近日中に立ち上げ、市民の皆様のご意見をお聞きしながら、計画の進捗状況の管理・評価をしていくことにしております。

また、糖尿病や高血圧等の重症化を予防し、これから人工透析に新たになる方や心疾患になる方が出ないように医療機関と連携をした生活習慣病重症化予防検討会を立ち上げ、着実なフォローをしていくように計画しております。

以上、この計画におきまして、市民の皆様が健康なうちから市が実施している各種の健診を受診していただき、健康的な生活習慣に取り組んでいただくよう関係機関の方々と連携を取り合って、今まで以上に積極的に生活習慣病を予防するとともに、広く健康づくりの活動が地域に定着するよう支援し、成果を上げてまいりたいと考えております。

続きまして、健康づくり運動の指針となる健康立市宣言と健康づくり推進条例の制定についてお答えします。

まず、健康立市宣言についてですが、第2次健康増進計画では、議員のご発言にありましたように、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた健康増進を推進するため、全ての市民の皆様を対象としております。

また、対策においても生活習慣病の予防のほかにも心の健康や地域のつながりの強化等も計画しております。この計画が広く市民の皆様浸透し、定着するために健康意識の高揚を図る必要があります。

そこで、議員のご発言の健康立市宣言につきましては、市民の皆様と一体となって健康づくりに取り組んでいくという観点から大変重要と考えておりま

すので、スローガンを掲げるなどにつきまして、今後前向きに関係課、関係機関と一緒に検討してまいりたいと思います。

次に、健康づくり推進条例の制定についてですが、三重県や兵庫県で制定された健康づくり条例を見ますと、県民が健康で心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、健康づくりに関する責務を明らかにした健康づくり推進の基本的事項を定めています。ただ、県内で制定している市町村は現時点では見当たりません。

少子高齢化が進む中で議員がおっしゃるように健やかで充実した生活を送ることは市民一人一人の願いで、そのことを通じて社会全体の活力の推進、維持、向上を図ることが重要だと言われておりますが、まずは自分でできる健康づくりに取り組んでいただいた上で市や医療機関、関係機関が協働して総合的かつ計画的に健康づくりを推進していくことが成果につながると考えております。

以上のことを踏まえますと、本市において健康づくりを全市的な取り組みとするために、どのような形や内容で推進していくことが最も効果的なのか、先ほどからもご答弁申し上げておりますが、今後関係機関と十分に協議をしまして、また市民の皆様のご意見をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

最後の風疹の予防接種の公費助成についてお答えしたいと思います。

まず、風疹についてですが、先ほどご発言にありましたように妊娠初期の女性が風疹にかかりますと、生まれくる赤ちゃんが先天性風疹症候群という耳が聞こえにくいとか、目が見えない、それから生まれつき心臓に病気があるなどの病気にかかってしまうことがあります。ことしは先ほどお話にありましたように全国的に風疹が流行しておりまして、かかった方の85%が20歳代から40歳代の方と言われております。大分県内におきましても例年になく患者数が増加している状態です。

予防法の一つとして、先ほどご質問にありましたような予防接種がありますが、現在予防接種法に基づく風疹の予防接種は乳幼児期に2回の接種を行っております。ただし、35歳以上の男性は子供のころに定期接種の機会がなかったこと、また19歳から34歳の男女は接種機会があったものの接種率が低く、約15%の方が風疹の免疫がない、または不十分と言われ、先ほど申しました流行につながっていると思

われます。

現在、本市におきましても妊娠中の女性が風疹にかからないように予防に向けての広報や個別の相談に対応している状況ですが、積極的な予防法としての予防接種の費用には保険適用がされておらず、全額自己負担となっております。

今後も引き続き相談体制の充実を図りまして、不安を抱える方の疑問等に対して、適切な情報提供と助言を丁寧に行わせていただき、不安の軽減を図るとともに感染予防に対する啓発を行ってまいりたいと考えております。

予防接種費用の助成につきましては、今後綿密に情報を集めながら検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（河野正春君） 9番、明石光子君。

○9番（明石光子君） では、再質問を行いたいと思います。

まず、健康増進計画については、三つの重点目標を掲げて取り組むということですが、これまでも健康づくりについては、他市に負けないというよりも常に市民の健康に力点を置いた事業やイベントを実施してきたわけですが、豊後高田市の平成18年から平成22年の保健統計によりますと、この件は先ほど山田議員からも指摘がありましたが、重要な視点なので再度述べさせていただきますが、高齢化が進む中で最も重要視すべき健康寿命は男性が75.14歳、女性が78.84歳と男女ともに大分県18市町村中17位と低く、このことに起因してとは一概には言えませんが、1人当たりの年間医療費は年々増加しており、県下で4位という高い水準になっております。こうした現状も踏まえ、今後の保健事業の重要性と対策については、どのようにお考えでしょうか、お聞きしておきます。

次は、各市健診の受診率向上に向けての対策と健診後のアフターフォローの取り組みについてお尋ねをいたします。

次は、風疹の予防対策についてですが、まず予防ワクチンの接種費用と予防接種が受けられる医療機関は、市内に何カ所あるのか。

また、市民からの問い合わせ等の件数と内容がわかれば教えていただきたいと思います。

それから、予防接種に助成をする自治体が全国的にかなりふえています。おおよそどれくらいの金額で助成をするようになっているのか。これも調査をしておればお聞かせください。

6月19日

以上です。

○議長（河野正春君） ウェルネス推進課長、伊南富士子君。

○ウェルネス推進課長（伊南富士子君） まず、今後の保健事業の重要性と対策についてお答えいたします。

先ほどから申しておりますが、今ご発言にもありました健康寿命の延伸ということを目指していくためには、そこを最重点課題にして、市民の皆様が元気で明るく長生きをしていただくということを目指していきたいと思っております。

そのために健康寿命に大きく関係している、まずは予防できる生活習慣病予防対策を徹底して、焦点を当てた一次予防や重症化予防の取り組みで効果を上げていく必要はあると考えております。

また、生まれて生涯のスタートであります次の世代を担う子供たちの健やかな成長を支援するという観点から、母子保健対策は大変重要でありまして、昨年度から5歳児健診を開始したところでございますが、妊娠期からお子さんが小学校に入るまで一貫した支援体制が整ってきておりますので、その中で今後は関係機関の方々と連携を強化して、切れ目なくきめ細やかな支援をして、生まれたときからの生活習慣病対策ということも取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほど虐待の話も出ましたけれども、乳児期のご家庭の全家庭を訪問させていただいて、育児不安の軽減だけでなく、虐待の早期発見予防ということに関係機関とともに努めてまいりたいと考えております。そうは申しましても、地域の方々は主体的なお取り組みが重要になってくると思いますので、その主体的な健康づくりの取り組みを促進するということもありまして、健康推進員さんを初め、健康づくり組織の育成や活動支援を強化していく必要があると考えております。

以上のことを効果的に推進していくためには、最初からお話が出ております保健、医療、介護、福祉等の各部門と横断的な協議を重ねて、各地域の健康課題を踏まえた事業展開をすることが重要だと考えておりまして、当課としましては、まずは保健師が積極的に地域に出向き、市民の皆様のご意見を聞く中で、地域の健康課題を整理し、それを関係機関と共有をし、保健事業を企画、推進し、成果を上げていきたいと思っております。

次に、健診を受けていただいた方のフォローにつ

いてですが、本当に大変重要だと考えておりまして、これまで十分にフォローができていなかったということの反省を踏まえまして、今年度からはまずは健診会場で特定健診を受けていただいた方全員に保健師が直接お声がけをさせていただいて、生活習慣病に関するだけでなく、心の相談やさまざまな相談をお受けする取り組みを今始めたところでございます。

また、健診結果で必要な方に対して、高血圧や先ほど出ました糖尿病予防に関しては、健康教室を徹底することで、そこにおいでいただいたり、あるいはおいでになれない方に対しては地域に出向いて、健診結果のご相談や栄養教室などを実施させていただくという計画を立てておるところでございます。

さらに健診結果で、医療機関で治療する必要がある方が放置されないようにということで、適切に管理していただくために医師会や健診センターの方々と連携をしまして、もれなく個別にフォローしていくという計画をしているところでございます。

こういった対策により、健診を受けていただいた方々が不安なく健康づくりに生かしていただけるような支援をしてまいりたいと考えております。

最後に、風疹の再質問についてでございますが、市内では五つの医療機関で予防接種が可能となっております。

私どもの課への問い合わせ状況ですが、ことしに入りまして20件弱の相談をお受けしております。内容は接種できる医療機関についての問い合わせが最も多く、それは市内外を問わずお問い合わせをいただいておりますので、お答えできるように体制をとっております。そのほかには予防接種を受けたほうがよいのかどうかということ、それから接種費用助成に関することなどでした。

接種費用ですけれども、現在ワクチンは風疹の単独ではありませんで、はしか、麻疹との混合のものが全国的に使われておりまして、ワクチンと接種手数料を合わせますと、大体1万円弱ぐらいかかるようになっております。

県内で成人の方の予防接種の助成をしている市町村を見ますと、姫島村が今年度の5月から開始しています。また、由布市が7月中旬ごろから開始を予定されておりまして、由布市では19歳以上の妊娠予定、または希望している女性、そして妊娠している女性の配偶者を対象に約半額の5,000円を助成するとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 9番、明石光子君。

○9番（明石光子君） 健康増進計画について、これまでないきめ細やかな取り組みをお聞きして、まず安心をいたしました。外での運動に参加できない、あるいは障がい者の方、歩きたくても歩けない、こういう方々にも光を当てた健康づくりに成果が上がるよう期待しております。

先般、地域医療と生涯健康づくり支援について、宮崎県美郷町の取り組みを研修させていただきました。美郷町地域包括医療局総院長の金丸先生がお忙しい時間を割いてとても丁寧に地域住民の健康づくりについて、さまざまな角度からの取り組みと成果を説明してくださいました。着実に成果を上げているのは、やはり地域医療を中心に関係機関、住民との連携により、住民のライフステージに応じた健康づくり支援に取り組んでいるところだと痛感をしたところです。

少子高齢化対策も活力あるまちづくりも基本は住民の健康を守ることからだと思います。その意味においても風疹の予防接種は本市においても重要だと感じております。答弁は要りませんが、高額なワクチン接種にぜひ助成をしていただけるよう要望して、質問を終わります。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 議席番号2番の近藤紀男でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

まず初めに、津波対策についてであります。

大分県では、さきの東日本大震災を受けまして、本県において被害が想定されます南海トラフ巨大地震や別府湾並びに周防灘地震、この三つの震源域に関する津波浸水予測の調査を行っております。その調査結果が4月2日と4日、大分合同新聞で詳しく掲載をされました。ごらんになられた方も多いと思いますが、この調査結果では巨大地震が発生したことを想定して、市町村別の津波等による死傷者や住宅被害など数値で詳しく記載をされておりますし、とりわけ冬の午前5時にこうした地震や津波が発生した場合、被害が最も大きいとされています。この中でとりわけ本市における浸水地域の広さ、そして死者、負傷者の数値を見て、衝撃を受けた市民も少なからずおられるものと思っております。県北の中津や宇佐、国東での死傷者はほんの数名から数十名であるのに、南海トラフ巨大地震による本市での死

傷者の想定数であります。その数が300人を超え、そのほとんどは津波が原因であるとされております。

またその一方では、地震の発生や津波警報発令と同時に早目に避難して近くの避難先を効果的に利用すれば、死傷者は3%以下に抑えることも可能であるとされております。

本市におきましても本年5月、避難地図や避難先が明示されております津波ハザードマップも各家庭に配布されておりますし、このハザードマップを見ましても本市での津波被害が県北の他市より極端に大きいのは、沿岸部の海抜が低く、浸水域の範囲や深さが広範囲に及んでいるものと思います。

また、今回の調査でこうした南海トラフ巨大地震の発生する確率は、今後30年以内に60%から80%程度の高い確率で発生すると予測されております。

先ほども申し上げましたが、今回の調査での被害想定であります。いち早い避難や防災対策によって、被害が軽減される効果も示されております。本議会におきましても、津波発生時に浸水が予測される地区での防災研修等の予算も計上されておりますし、今後こうした震災に備えた防災対策が求められていると思っております。

そこで、最初の質問であります。住民避難を軸とした沿岸部等での防災・減災対策の現状はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、教職員の勤務実態及び労働安全衛生対策についてであります。

昨年末、12月25日の大分合同新聞の報道によりますと、2011年度に病気で休職した教員は全国で8,544人で、そのうち鬱病などの精神疾患で休職した公立小・中学校などの教員は5,274人、実に病気休職者全体の62%だったことが文部科学省の調査で明らかになっております。

また、このような病気休職者は2年連続で減少してきているものの、調査を始めました1979年と比較しまして、その約8倍、依然として深刻な状況が続いていることが報じられておりました。

また、同じ年であります。大分県での結果であります。大分県では病気休職者は119名、そのうちの86名、実に72.3%がメンタルダウン、先ほどの精神疾患であります。こういった状況になっておまして、県下におきましても、その深刻さが伺えるものと思っております。

私も昨年6月議会でも県教委が2008年に行った教員の時間外労働時間の調査結果を申し上げてまいり

6月19日

ましたが、この調査は昼休みなどの休憩時間や残業、また家に持ち帰ってした時間などの時間外労働の1週間の合計時間ですが、小学校で18時間52分、中学校では18時間5分となっています。これは1週間の平均でありますから、小・中学校とも月平均にすれば、優に70時間を超えております。本市におきましても、なかなか表面にこういったことはあらわれてきませんが、かなりの時間外労働の実態があるのではないかと考えております。

仕事柄、私はよく教員の皆さんとお話をする機会があるんですが、もう体がなかなかついていかないなどの言葉を時折耳にしますし、1日に一体どれだけ仕事をしているのかと思うこともしばしばであります。

昨年6月議会での一般質問におきまして、学校現場の多忙化の実態とその原因、また負担軽減策や勤務労働時間の把握や管理、さらには病気休職者の状況、心身の健康管理等々の質問をしております。それからもう1年が経過をしておりますが、現在の職場環境はどうか、しっかり改善策や健康管理が図られているのか、気がかりに思っているところでございます。

そこで当時、ご答弁いただきましたことを中心として、何点か質問を行いたいと思います。

昨年6月議会での多忙化に対するご答弁では、大分県教委が作成をしました負担軽減ハンドブックをもとに、校務運営体制の見直しや勤務実態改善計画を策定をし、取り組みを進めているとのことでしたが、どんな改善が図られ、どのような効果があらわれているのでしょうか。

次に、時間外業務記録表に基づく、健康対策、管理対策の中で、時間外労働時間の集計結果はどのような内容となっているのでしょうか。

3点目ですが、昨年度の脳検査、これは一定の年齢に達したときに、こういった脳の検査が若干補助をいただいでできることになっておりますし、二次検診の対象者は何人で、そのうち受診した者は何人でしょうか。

最後の質問であります、過去2年間の本市での病気休職者の状況はどのようにしているのか。また、病気や療養休暇などの制度内容及びその申請の状況につきましても、あわせてお尋ねしたいと思います。

次に、3点目の質問に入ります。

廃家電の大量放置箇所の火災についてであります。

現在、無料回収した家電等を空き地に山積みし、中国や東南アジアなどに輸出するために保管している箇所から、相次いで火災が発生し、大きな社会問題になっているのはご承知のとおりであります。

本市におきましても、本年5月24日、市内西新町の空き地におきまして、冷蔵庫や洗濯機などの大量の廃家電を山積みしている箇所から火災が発生しまして、プラスチックなどの大量の廃棄物が燃え、すさまじい黒煙が上がる中、周辺住民に大きな不安を与えております。私も火災後、現地に行ってみましたが、廃家電は最近置かれたものではありませんし、なぜこんなにも大量の廃家電がいつまでも山積みされたまま放置されていたのかと考えています。

25日の新聞報道では、この空き地は宇佐市内の68歳の女性が借りており、その女性の親族である廃品回収業者が廃家電を置いているということでありました。

平成13年に施行されました家電リサイクル法では、こうした冷蔵庫や冷凍庫、洗濯機、エアコンやテレビなどのこうした4品目等の家電につきましては、リサイクル法の適用対象であり、家電メーカーへの引き渡しが義務づけられております。しかしながら、火災後もいまだに放置されたままとなっております。しっかりした行政対応が問われていると思っております。

そこで2点ほどお尋ねをいたします。

大量に山積みされ、長期間放置されています廃家電は、いつごろその所在が確認されたのか、これまで行政としての指導はどのようにされてきたのか、お尋ねをいたします。

また2点目ですが、火災現場は河口のすぐ横で堤防がすぐ横にあるとはいえ、有害物による河川や土壌汚染が懸念されると思っております。業者に対する廃家電の撤去など、今後の対策はどのようにしていくのか、お尋ねをいたします。

最後の質問であります、小型家電のリサイクルについてであります。

本年4月1日よりごみとして出された携帯電話やパソコンなど小型家電を対象にしましたリサイクル法が施行されております。対象品目は、先ほどの冷蔵庫やテレビなどの家電4品目を除く全ての小型家電製品の100品目余りに上りまして、排出時における消費者や家電メーカーにはこれまでのように費用の負担はありませんし、小型電子機器等の有価金属の再資源化の促進が目的とされております。

このリサイクル法によりますと、地方公共団体は国のこうした施策に準じて特定家庭用機器廃棄物の収集運搬とその再資源化を促進するための措置を講ずるようということによってこういったことがうたわれております。

今後国によるリサイクル業者の認定が進めば、今月より準備ができた市町村から再資源化を始めることになっております。

本市での小型家電は、これまで不燃物ごみとして出されていたものと思いますが、現状の収集や分別及びその処理はどうされているのか。

また、今回のリサイクル法に対する今後の対応をお尋ねします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 私のほうからは、津波対策についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本年3月、大分県が発表した地震津波被害想定調査結果では、今後最も発生確率が高いと言われております南海トラフの巨大地震が発生した場合、本市における死者数は最大339名に上がると発表され、近隣の自治体よりも大変大きく、衝撃を受け、驚いて県に詳細を確認させたところでございます。

そうしますと、先ほど議員からもご指摘がありましたように、算出の条件として、冬の朝5時、堤防がない、そしてまた浸水区域内の30%の方が避難行動をとらない。そして津波高1メートル以上の地域に残っている方は全て死亡するという、こういう条件であります。

考えてみますと、現実には、本市には堤防は全て整備されております。そうしますと、この前提がまず違ってまいります。そうするとどうなるかといいますと、死者数は50名ということであります。この人数につきましても、この50名に避難行動をとらない方がいるという条件でありますので、南海トラフの地震による本市への津波到達予想時間は、地震発生後、早くても3時間9分となっております。これぐらい3時間9分、この中で避難しない人がおるかという、ほとんどの方は避難できると考えております。

したがって、一般的には津波による被害はほとんどないということだと私は感じております。市といたしましては、あり得ない想定は市民の不安をあおるだけではないかということに県に抗議をいた

しました。これからもしていくつもりでありますけれども、県は東日本大震災に見られるような、想定外のことが起こり得ることを危惧されるからこうしたんだという、そういうことであります。納得はいきませんが、しかし、本市もそういうことも考えて、やはり万全の体制を整えるよう対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

これまでの本市における防災対策についてでございますが、大きな被害をもたらした東日本大震災を教訓に県と市町村が一体となり、海拔表示板の設置をいたしました。そしてまた、津波ハザードマップの作成をし、お配りをいたしました。それと同時に防災士の養成、118名の防災士の養成を行いました。

今回の地震津波の被害想定が示されたことに対しましては、本年度浸水想定地域内の自主防災組織において、防災研修会、避難訓練などを実施してまいりたいと考えております。その中で、それぞれの地域に応じた避難の計画を立て、早期の避難を促すことで、津波による被害防止に努めてまいります。そのため、昨年度養成をさせていただいた、この防災士の方々と連携をとりながら、地域ごとに情報伝達体制の整備、それから避難場所までの経路、距離などを示した防災マップの作成などを実施してまいります。特に災害時要援護者につきましては、それぞれの地域において対象者を確認していただくとともに確実に援護ができる体制を構築してまいりたいと考えているところでございます。

その他の質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（河野正春君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 近藤議員の教職員の勤務実態及び労働安全衛生対策についてお答えいたします。

勤務実態を改善するための校務運営体制の見直しや、労働安全対策の具体的な取り組みによりまして、どんな改善が図られ、どのような効果があらわれたかにつきましては、各学校の学校長を中心に教職員がより健康で元気に勤務できるための業務内容の見直しや研修、会議の効率化を行っているところであります。

さらに、教職員が子供と向き合う時間の確保のために、学校現場の負担軽減ハンドブックなどを活用し、研修も深めてまいりました。

また、ワークライフバランスの実現に向けての取り組みや教職員間の声かけ、計画的な休暇制度の取

6月19日

得のための職場内での相互に応援のできる体制づくりを行っているところであります。

次に、時間外業務記録表に基づく、時間外労働時間の集計結果につきましては、時間外業務記録表の作成が必要となる1カ月における長時間の時間外勤務を行った教職員は、現時点ではおりませんが、今後とも学校長を中心に職場内での現状を注視し、教職員間の健康管理対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年度の脳検査や二次検診の対象者は何人で、そのうち受診した数につきましてのご質問でございますけれども、脳検査の対象者は21名、そして受診者が21名ということで受診率100%でありました。

また、二次検診につきましては、対象者78名中65名の受診で、受診率83.3%という状況であります。

今後も脳検査、二次検診の対象者につきまして、全員受診を呼びかけ、教職員の健康管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、過去2年間の本市での病気、休職者の状況、病気や療養休暇などの制度内容についてであります。議員ご指摘のように全国的には教職員の病気休職者が増加傾向にあり、特に精神疾患による休職者の割合がふえている現状にありますが、本市におきましては、平成23年度と24年度と比較してもかなり減少しておりますし、これは芯の通った学校組織の体制づくりや心の健康相談や巡回相談、出前健康講座、健康相談員の心のコンシェルジュの活用など、いつでも相談を受けられる体制や各学校への定期的な巡回相談等、早期に支援できる体制をとっていることなどが効果を上げている要因ではないかと考えております。

また、病気や療養休暇などの制度内容につきましては、病気休暇の場合の期間は90日、精神疾患の場合は180日となっております。病気休職の期間は3年ということになっておりますが、現在、その申請状況につきましては、ほとんどありません。

今後も引き続き学校現場の状況把握に努めますとともに、教職員の勤務実態の改善や健康で元気に勤務する教職員の創造に向けて努力してまいり所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野正春君） 環境課長、榎本久光君。

○環境課長（榎本久光君） それでは、廃家電放置についてお答えします。

西新町の空き家に廃家電等を大量に山積みしております件でございますが、平成20年ごろ近所の住民

の方から通報があり、保健所及び市の職員で現地調査を行い、その後、土地所有者に確認したところ、その土地は業者に貸しているということでありました。

当時回収した廃家電等を保管しているだけでは、必ずしも違法とは言えず、不法に放置している状況ではないと判断したため、指導までしておりませんでした。

回収業者は家庭から出た廃棄物を取引する場合、廃棄物処理法により、くず鉄、古紙などリサイクル目的で回収する場合を除き、一般廃棄物の収集運搬業として市町村の許可が必要になります。しかし、回収業者が廃棄物処理法や家電リサイクル法のいずれの法にも抵触しない方法で回収し、保管している実態があります。今回の空き地の廃家電等の山積みの問題につきましても、このように回収されたものと考えられます。

火災発生後、現地調査を行った結果、周辺への有害物質等の流出は確認できませんでした。

また、土地所有者と業者の聞き取りを実施し、適正な処理方法で撤去するよう指導を行い、業者からは撤去するとの確認はとれております。しかし、業者がこの廃家電等を今後適正に処理されないまま放置したり、その他の場所に不法に投棄しないように県、保健所や警察など関係機関と連携を密にしながら引き続き指導してまいりたいと考えております。

次に、小型家電リサイクル法についてお答えします。

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、通称小型家電リサイクル法についてでございますが、小型家電の品目につきましては、家電リサイクル法の対象となります家電4品目を除きます、電話機、デジタルカメラ、ゲーム機、ラジオ、オーディオなど、電子基板を使用している電子機器28分類、100品目以上が対象となっております。小型家電に使用されております電子基板には、アルミ、金、銀、銅、レアメタルなど貴重な金属が多く含まれております。

国といたしましては、この小型家電に含まれます貴重な相当部分が回収されずに廃棄されているという状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理や資源の有効な利用を図る目的で、この法律がことし4月1日に施行されました。この法律での市町村の責務でございますが、小型家電を回収し、認定事業者へ引き渡しするまでとなっております。

市町村での小型家電の回収方法につきましては、公共施設や家電販売店などに専用の回収ボックスを設置し回収しますボックス回収、不燃ごみと一緒に回収し、ごみ処理施設で小型家電を取り出しますピックアップ回収、ごみの集積所に新たに小型家電用集積ボックスを設置しますステーション回収などがありますが、市町村の特性に合わせて回収方法を選択できるようになっております。

市町村から引き渡しされました小型家電を分解し、金属の種類やプラスチック等に選別処理します事業者でございますが、環境大臣、経済産業大臣の認可が必要となっております、国といたしましては、採算性の観点から隣接する3都道府県以上の広域的な基準を考へており、現状では事業者を募集しているところでございます。

本市の現状といたしましては、小型家電は不燃ごみとして収集され、ごみ清掃工場で2級鉄としてリサイクル業者に引き渡しております。法の施行に伴いまして、不燃ごみの中に含まれます小型家電につきましては、現時点ではごみ清掃工場でピックアップ回収を実施し、一時的に保管しているところでございます。

今後どのような方法が市の特性に合っているか、回収、運搬方法等を含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） それでは、再質問を行いたいと思います。

まず初めに、津波対策についてであります。

ただいま市長からご答弁をいただきまして、県のこうしたあり得ないような想定での調査、そしてまたその公表によって、やはり多くの市民がやっぱり不安に思ったと、私も思いましたし、衝撃を受けた市民もおりますので、甚だこのことに関しては遺憾であろうというふうに思っています。私もまさか堤防があるのに堤防がない、避難もしない、1メートル以上の浸水があったところの住民はほとんど死亡するような、こういう想定というのは、やっぱりあり得ないようなことを、想定として考える分はいいですが、それを新聞の両面を使って、しかも表裏でああいうふうな公表の仕方というのは、やっぱり本当大変問題が大きいと思います。

再質問でございますが、市長のご答弁でも少し触れられておりましたが、このあり得ないような想定を

なぜ県が行ったのか、どのような理由で行ったのか。ご答弁では、東日本大震災の想定外のこととおっしゃってございましたけれども、県にも抗議をしたようでありまして、もう一度わかる範囲でお答えしてほしいというふうに思います。

次であります、先月の末、国の中央防災会議では南海トラフ地震対策で各個人が1週間分の食料を備蓄するように推奨を実はテレビでも行っておりますから、1週間分となりますとかなりの量になりますし、各家庭ではその置き場も困ると思いますし、私はなかなかこれは難しいことだというふうに思っております。

津波に限らず、さまざまな災害等で本市が被災した場合を想定しての備蓄食料であります、これまでの高田庁舎での1カ所から、消防本部と真玉や香々地の庁舎にも3カ所に変更をされております。また、本議会におきましての他の取り組みとあわせ、備蓄食料の予算措置も図られていると思っております。これらの備蓄食料は何名分を何日間想定してのものなのか、この点をお尋ねいたします。

次に教職員の勤務実態及び労働安全衛生対策についてであります。

教育長から詳しくご答弁をお聞きしまして、現在業務内容やその他さまざまに見直しが行われているようですが、現場からはなかなか改善が進んでいるというような声が私には届いてまいりません。まだまだこの取り組みは進行形であろうと判断しております。今後も業務の見直しなど効率化を含め、取り組みの強化を要望したいと思います。

労働安全衛生対策では、脳検査はもう100%の受診率でありますし、ただ一つ気がかりに思いますのは、二次検診は83%のご答弁がありました。しかしながら、この点も以前よりはよくなってきているように今思っております。

また、先ほどの時間外業務記録表の作成が必要となる対象者はいなかったということでありました。このことは2005年だったと思うんですが、改正労働安全衛生法によります時間外労働が100時間を超える労働者については、医師の診断等義務づけられておりますので、こういった教員は本市ではいなかったということを受けとめております。

しかしながら、健康障がいリスクが高まるとされております時間外労働を示す過労死ラインであります、この点は月に80時間、1カ月の勤務日数が20日と計算して、1日4時間の時間外労働が続く状

態であるとされております。

先ほど時間外業務記録表の対象者がいなかったこと、本当によかったというふうに思っておりますけれども、冒頭述べてまいりました2008年に行った県教委の調査もさることですが、本市における教員の時間外労働は現在どの程度なのか、気がかりに思うところでございます。

そこで再質問であります、個々の教職員の時間外労働の把握や管理はどのようにされているのか、この1点だけ再度お尋ねをしたいと思います。

次に、廃家電の放置箇所での火災についてであります、この点は答弁は求めませんので、要望として述べさせていただきます。

ご答弁をお聞きする中で、廃家電を放置している空き地の所有者や当該事業者の聞き取り調査と指導を行ったということをお聞きをいたしまして、業者からは火災後の廃家電を全て撤去するとの確認がとれているということでありまして、まずは安堵しておりますが、しかしながら、私火災後、これまで何度か現地に行きましたし、実は昨日、議会開会前にも質問をする以上、確認に行つてまいりましたが、まだ全くの手つかずの状態でありました。廃家電を山積みし、放置しているとの通報が平成20年に通報があったとご答弁でありましたが、それからもう約5年、もしくはそれ以上が経過をしていると思えますし、火災からもう1カ月余りになろうとしております。今では山積みになされております廃家電に草が覆いかぶさるようにもなっておりますし、本当に問題であろうというふうに私は認識をしております。これまで地域の方々には本当に迷惑していると思えますし、中にはやっぱり不安に思っておられる方もおられるというふうに思います。なかなか違法な状態ではない、いろんな法の家電リサイクル法とか、廃棄物処理法にもなかなかその辺、私もグレーゾーンがあるということは承知をいたしておりますし、ご答弁の端々にもその辺が少し感じられたかなというふうにも思っておりますが、ここはやはり指導するのは今、地域の行政しかありませんし、業者に対する廃家電の撤去に向けての速やかな対応、今後の監視、指導の強化もしっかり行っていただきますことを強く要望したいと思います。

最後の小型家電リサイクル法についてであります、この点も要望として述べます。

ご答弁をお聞きしまして、当面は公共施設などに回収ボックスを設置して清掃工場でのピックアップ

回収を行っていくということでありました。今、現時点、懸命な実施方法であろうというふうに思っております。現状では、この小型家電の分別収集や保管などの必要経費であります、そういった方法も含めて、経費も含めて、全て国のほうがもう自治体任せというふうに丸投げのような状態でありまして、国の支援も全くありません。正直私はこれを取り組むにおいては、費用対効果も考えながら進めていかなければならないのではないかなというふうにも感じておりました。回収や認定業者の引き渡しなどの市としての役割はあるんですけれども、現状は処理業者を募集している段階とのことですので、今後他の自治体の動向も参考にしながら進めていただきたいと思えます。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 津波対策の再質問についてお答えします。

大分県が発表いたしました南海トラフ地震による津波予測調査結果のあり得ないと思われ想定につきましては、先ほど市長答弁においても触れておりますけれども、東日本大震災における想定外の被害を考慮したものと説明を受けたところでございます。

議員おっしゃいましたように、県に行きまして、市民に不要な不安を与えるということでご抗議申し上げたところでございますけれども、回答としては想定外の被害を考慮したという形をもう繰り返されるだけでございました。

県の想定では地震発生の季節や時間、堤防がないものとしたことなど、多くの条件設定において死傷者数を推測しております。新聞で取り上げられましたものは、その中で最も被害想定の大きなもので、まさにあり得ない想定ではないかというふうに考えられます。

次に、5月29日に新聞に取り上げられました内閣府の作業部会であります南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの最終報告の中で示された水や食料等の1週間分の備蓄につきましては、これまで、備蓄につきましては3日分と示されておりましたことから市の対応について、現在苦慮しているところでございます。今回の備蓄想定につきましては、30都道府県、734市区町村に及ぶ超広域にわたる被害への対応の中で、国の支援システム、それから公共団

体間の応援システム、こういったものが全て機能しなくなるという大きな被害想定から示されたものでございます。

現在のところ、市では、平成25年3月の大分県地震津波被害想定調査の結果を受けまして、平成26年度を目標に避難者1,000人に対して2日分を賄えるような水と食料品、それから日用品の備蓄と、それから1日分の流通備蓄を想定してまいりました。備蓄につきましては、保存期限の問題もありまして、買いかえによる毎年経費がかかりますので、今後、国、県の対応を受けまして、計画の見直し等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 教育庁学校教育課長、小川匡君。

○教育庁学校教育課長（小川 匡君） 近藤議員の再質問にお答えいたします。

教職員の時間外勤務実態の把握及び管理につきましては、各学校の管理職が教職員の出勤時刻や退庁時刻を初め、勤務実態や健康状態を日常観察や面接等で把握し、退庁時間の縮減の促進実施の呼びかけなど健康で活力ある職場づくりに向けて、日常の校務の効率化を図ることによる超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進に努めているところであります。

教育委員会といたしましても、校長会や教頭会、あるいは各種研究会、研修会などで多くの機会と捉えて指導しているところであります。

また、長時間の時間外勤務に至った場合においては、疲労回復に十分配慮するとともに、職務の状況や職員の心身の健康状態の変化に十分注意し、必要に応じて健康相談等の活用や産業医を初め、各種受診を進めるなど適切な対応に今後とも努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（河野正春君） 2番、近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 最後の質問となります。要望として述べさせていただきます。

今課長からご答弁いただきまして、あり得ないこと、こういうことでやっぱりこういうことを住民の皆さんは危惧されるわけですから、やっぱり事前の十分な説明が欲しかったというふうに県の対応については、今そのように正直感じております。

備蓄食料につきましては、現在苦慮しているというところでありますし、もう本当正直そういうこと

だろうと思います。どんな被害を想定するのか、何名ぐらいが被災するのかわからないだけに準備のしようもないと思いますけれども、今後他市の状況も踏まえながら対応していただきたいというふうに思います。

災害は忘れたころにやってくるというような格言がありますが、今の時代はもうそういうことは通用しないのかなというふうにも実感しております。県の想定調査は別といたしましても、本議会でも提示をされておりますように、防災研修会の実施とともに地域の実情に応じた避難計画の作成、そして以前にも申し上げてまいりましたが、いつ何が、どういことが起こるか想定外のことがありますので、1人では避難が困難な方の障がい者、高齢者、災害時要援護者と呼ばれておりますけれども、こういった方々の援護体制など、しっかりそういった取り組みをしてほしい、備えてほしいというふうに思っております。

次に、教職員の勤務実態、労働安全衛生対策についてであります。これまでのご答弁をお聞きしまして、学校管理者におきましても、さまざまなこれまでご努力をされているというふうにしっかりその辺は受けとめております。しかしながら、教職という仕事柄、なかなか勤務労働時間の把握・管理は難しいものがあるかなと、正直実感しております。

また、健康面につきましては、やはり自己管理、自己責任のもとで自己管理はやっぱりしっかり行っていくことの必要性も認識いたしました。本市での病気休職者などほとんどいないというものの、冒頭述べてまいりましたが、県下の状況を見ても極めて深刻な部分がありますので、本市におきましても今後も教員の時間外労働の把握や管理、そして、このまた二次検診についても管理職の方から必ず行くように、この辺も強く指導してほしいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（河野正春君） 一般質問を続けます。

4番、安達 隆君。

○4番（安達 隆君） 4番議席、政友クラブの安達 隆であります。

先般行われた市長選について私なりに総括をしてみたいと考えております。よろしくお聞きの上、答弁できる範囲で答弁ください。

永松市長が1月9日に記者会見を行う中で、立候補の表明をしました。無投票再選というのが大方の

予想であり、宇佐、高田は無投票で当選万歳は宇佐が午後5時、豊後高田市は午後5時半からと報道陣との調整がされていたそうであります。ところが告示日になって、立候補をされる方が出てきました。その方は、ある自治会の自治委員をされている方で、その自治会を代表する形で永松候補に推薦状を提出しています。つけ加えておきますが、その推薦状は選挙が終わるまで永松市長候補の選挙事務所に張られていたという事実であります。告示日に選挙となったため、投票用紙が配布されていなくて、多くの市民が戸惑う中で、本人は対立候補の方は、選挙事務所も開かず、選挙カーもつくらず、ポスターを自分で張って回る。選挙用はがきを出して、もうそこで本人の選挙は終わりました。そのはがきでは無投票阻止と市長退職金について述べるぐらいの中身の薄いものであります。立候補したからには、せめて選挙期間中は自分の主義主張を市民に向けて訴えるべきであります。このような選挙で使われた必要経費は幾らかかったのですか。

また、この選挙によって市の各課の異動が1週間延びましたが、このことで行政運営上支障はなかったのか、ご答弁ください。

○議長（河野正春君） 選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、久保健一君。

○選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（久保健一君） 私からは先般行われた市長選挙についてのうち、選挙で使われた経費は幾らかかったのかについてお答えいたします。

本市の市長選挙は4月に執行されるため、事前準備などを考慮した場合には、当年度予算のみでの対応は困難であるため、前年度と当年度の2か年に分けて予算執行を行っています。

したがって、平成25年4月14日に執行された市長選挙におきましては、平成24年度及び平成25年度の予算で対応いたしました。

まず平成24年度、市長選挙に要した経費は213万9,798円でございます。その主な内容は、選挙ポスター掲示場の設置委託費、事務補助員の賃金、候補者に対する交付物資ほか、選挙用消耗品の購入費、選挙人名簿抄本及び期日前投票所投票用紙の印刷製本費などとなっております。

また、平成25年度に要した経費は746万4,386円でございます。その主な内容は、選挙事務従事者手当、選挙長・選挙立会人・投票立会人等報酬、入場整理券、不在者投票用紙等の郵送費、選挙公営はがき代、

事務補助員の賃金、開票事務用機器整備点検料、選挙ポスター掲示場の撤去委託費等となっております。

以上、平成24年度及び平成25年度の経費を合計しました960万4,184円が市長選挙で使われた経費となります。

なお、市長選挙の投票が行われたことによって生じた経費につきましては、平成25年度に要した経費746万4,386円のうち、687万523円でございます。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 総務課長、佐藤之則君。

○総務課長（佐藤之則君） 市長選挙が行われたことで、人事異動がおくれ、行政運営上差しさわりがあったのではないかとのご質問についてお答えいたします。

今回の市長選挙の関係で、ことしの4月1日の人事異動につきましては、退職した課長のポストを副市長による事務取扱や関係課長の兼務とするなど必要最小限度にとどめられておりました。このため市長選挙が無投票であれば、直ちに市長の最終決定を受け、告示日であった4月7日の週には新体制の内示を行い、その翌週の15日には人事異動が行えるよう事務的な準備を進めておりました。

しかしながら、選挙戦が行われたことによりまして、一般的な人事異動としては5月1日付になろうかと思えますけれども、影響を最小限に抑えるため、4月22日付の人事異動をさせていただいたところでございます。

このように一日でも早くということで、人事異動をさせていただきましたが、それでも新たな課の設置や市民サービス向上のための業務分担の見直しといった行政組織再編の時期もおくれましたし、それから本年度の当初予算は骨格予算でございましたので、各課による肉づけ予算の要求、そして市長査定を得ての予算編成事務を予定しておりましたが、それかなり短期間での日程ということとなりましたので、選挙戦があるのと、それから無投票ということと比較いたしますといろいろな面で影響があったと考えております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 4番、安達 隆君。

○4番（安達 隆君） 私は基本的に市長選挙というものは、新人として市長選に出られる方は、遅くとも半年ぐらい前から準備にかかって、事務所を開く中で、政治理念を持つ中で、これからの市政への活性化に向けての政策を打ち出し、広く市民に訴え

ていく政治的活動が必要だと考えております。今回のような告示日に出馬するような選挙は強く非難したいと思います。

また、永松候補の対立候補はその日に永松市政を検証する機会は選挙しかないとして立候補されたそうであります。検証するという意味がよくわからないんですけども、批判票が幾らあるかということではないかと思うわけです。私は当選を目指さない選挙であり、市政の検証だけなら、アンケート調査だけで十分可能であると私は考えるわけです。だから、私はこの選挙を不要な選挙であったと総括したいわけです。

また、永松候補の対立候補から私にははがきが来ましたが、永松候補からはがきが来ておりません。そういった中で、公営はがき代として39万5,450円、8,000枚近くが出されているんですが、これはほとんど対立候補から出されたものと見てよろしいのでしょうか。そこをちょっとひとつご質問します。その質問だけでお願いします。

○議長（河野正春君） 事務局長、久保健一君。

○選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（久保健一君） 安達議員の再質問にお答えします。

公営はがき代39万5,450円についてでございますが、公営はがき代は市長選挙の場合には、1候補につき8,000枚までとなっております。このはがき代につきましては、土谷候補のみが使用しております、内訳といたしましては、7,909通でございます。それに1通50円の計39万5,450円を土谷候補の使用分として、郵便局の請求に基づき確認し、支払いしたものでございます。

なお、永松候補からの公営はがき代の支出はございません。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 4番、安達 隆君。

○4番（安達 隆君） 私が基本的に総括したわけではあります、市長におかれても19名もの市議会議員の推薦をもらっている中で、市長なりの総括ができたらいきたいと思うんですよね。お願いします。

○議長（河野正春君） 市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 再質問の中で、今回の選挙の私なりの総括をというお話でありましたので私から私自身の気持ちを申し上げます。

選挙、無投票選挙という話でありました。そういう面で、それと同時に市議会議員の皆さん方のうち

の19名の方が推薦をしていただきました。非常にありがたいと思っていました。それともう一つ、100を超える団体の方々からも推薦をいただきました。そういうことの中で、今までの私の行政について、それなりに認めていただいたものと思っております。その結果の中で、今回告示の日に対立候補が出たわけでありまして、私は対立候補が出ましたけれども、顔を見せない候補ということの中で、私はこれは選挙と、そういうふうに思いませんでした。そういうことの中で、今回のはがきも40万円とはいえ、公費でありますので、これを使うまいと、そういう決心をいたしました。その中で、もし、それが何かの影響があれば、これはやむを得ないとそういう気持ちではがきも書かなかったわけでございます。そういう面では、今回の選挙、いろんな解釈はあると思いますけれども、私は選挙でないような選挙の中で、これくらいの投票をしていただいたということは、非常にありがたいと思っております。そういう面では非常にありがたいと思っておりますし、これからも全力を挙げて、市政のために尽くしていきたいと、そういうふう感じております。

以上でございます。

○議長（河野正春君） 安達 隆君。

○4番（安達 隆君） 最後になりますが、永松市長は市議会議員19名の推薦状をいただく中で、残りの1人は対立候補の世話を焼かれたと。告示日の午前10時に車用の選挙用看板を市内の業者に頼みに行ったと。水曜日には断りに来たと、市内の看板屋さんが言うておりました。そういう事実の中、対立候補に深くかかわっていると、確信せざるを得ないわけですよ。私は常日ごろから、その方を尊敬しております。税金の無駄遣いをするなどと言って、頑張っておられる方がこのようなことをされたということに非常につかりしております。年長議員でもあられます。我々後輩議員の模範となるような議員活動を今後さらにやっていただきたくお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（河野正春君） 本日の一般質問はここまでといたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、あす午前10時に再開し、通告に基づく残りの一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時8分 散会

6月19日

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野正春

豊後高田市議会議員 中山田健晴

〃 明石光子